

令和元年（2019年）

9月那覇市議会定例会

議案書

令和元年9月2日

令和元年(2019年)9月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第75号	那覇市教育委員会の委員の任命について	総務委員会	総務部 人事課	1
議案第76号	那覇市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	3
議案第77号	那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	5
議案第78号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	25
議案第79号	那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	33
議案第80号	那覇市市制100周年記念事業基金条例制定について	予算決算委員会 (総務分科会)	企画財務部 企画調整課	37
議案第81号	那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	企画財務部 企画調整課	39
議案第82号	那覇市ふるさとづくり寄附金条例の一部を改正する条例制定について	予算決算委員会 (総務分科会)	企画財務部 企画調整課	41
議案第83号	那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	市民文化部 ハイサイ市民課	43
議案第84号	那覇市共同利用施設条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	市民文化部 まちづくり協働推進課	47
議案第85号	那覇市銘苅駐車場条例制定について	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	経済観光部 商工農水課	49
議案第86号	那覇市森林環境譲与税基金条例制定について	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	経済観光部 商工農水課	55
議案第87号	那覇市伝統工芸館条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	経済観光部 商工農水課	57
議案第88号	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について	都市建設環境委員会	環境部 廃棄物対策課	61
議案第89号	那覇市水道給水条例の一部を改正する条例制定について	都市建設環境委員会	上下水道部 料金サービス課	63
議案第90号	令和元年度那覇市一般会計補正予算(第5号)	予算決算委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊

令和元年(2019年)9月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第91号	令和元年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第92号	令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちゃーがんじゅう課	別冊
議案第93号	令和元年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第94号	令和元年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	こどもみらい部 子育て応援課	別冊
議案第95号	平成30年度那覇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道部 企画経営課	別冊
議案第96号	平成30年度那覇市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道部 企画経営課	別冊
議案第97号	財産の取得について(災害用備蓄品(食糧品))	総務委員会	総務部 防災危機管理課	67
議案第98号	財産の取得について(災害用備蓄品(資機材))	総務委員会	総務部 防災危機管理課	71
議案第99号	公有水面埋立免許願書に関する意見について	都市建設環境委員会	都市みらい部 都市計画課	75
議案第100号	公有水面埋立承認願書に関する意見について	都市建設環境委員会	都市みらい部 都市計画課	77
議案第101号	工事請負契約について(若狭市営住宅4号棟耐震改修工事)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	79
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	厚生経済委員会	市民文化部 市民生活安全課	81
報告第31号	地方独立行政法人那覇市立病院の平成30事業年度業務実績に対する評価結果及び第3期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に対する評価結果の報告について	厚生経済委員会	健康部 保健総務課	83
報告第32号	専決処分の報告について(壺川市営住宅における漏水事故:区分管理施設占有者)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	159
報告第33号	平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について	予算決算委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道部 企画経営課	161

那覇市教育委員会の委員の任命について

次の者を那覇市教育委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

[Redacted]

本 仲 範 男

[Redacted]

(提案理由)

上記の者は、那覇市教育委員会の委員に適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を那覇市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

[Redacted]

[Redacted]

竹内 優志

[Redacted]

(提案理由)

上記の者は那覇市固定資産評価審査委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定について

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い会計年度任用職員の給与等について必要な事項を定めるため、この案を提出する。

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第2項ただし書及び第5項並びに第204条第3項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項の会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム職員 法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員をいう。
- (2) パートタイム職員 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員をいう。
- (3) 常勤職員等 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号。以下「給与条例」という。)第8条第1項各号に掲げる給料表及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員をいう。
- (4) 給料 給与条例第7条の給料をいう。
- (5) 各種手当 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいう。
- (6) 基本報酬 給料に相当する報酬をいう。
- (7) 手当相当報酬 常勤職員等に支給される初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。

(給与)

第3条 会計年度任用職員の給与は、フルタイム職員にあつては給料及び各種手当、パートタイム職員にあつては報酬(基本報酬及び手当相当報酬をいう。以下同じ。)及び期末手当とする。

2 給与は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与からの控除)

第4条 給与条例第6条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム職員の給料表)

第5条 フルタイム職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表(別表第1)

(2) 医療職給料表(別表第2)

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

(フルタイム職員の職務の級)

第6条 フルタイム職員の職務は、その職種ごとに、その職務と類似する職務に従事する常勤職員等の属する職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、規則で定める。

2 フルタイム職員の職務の級は、前項に規定する基準に従い決定する。

(フルタイム職員の号給)

第7条 フルタイム職員の号給は、規則で定める基準に従い決定する。

(市長が特に必要と認めるフルタイム職員の給与)

第8条 市長が特に必要と認めるフルタイム職員の給与については、前3条の規定にかかわらず、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、常勤職員等との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、規則で定める。

(給料の調整額)

第9条 給与条例第11条の規定は、フルタイム職員について準用する。

(フルタイム職員の給与の支給等)

第10条 フルタイム職員の給与に関する次に掲げる事項については、常勤職員等の例による。

(1) 勤務1時間当たりの給与額の算出に関する事項

- (2) 給与の減額及び端数計算に関する事項
- (3) 給料の計算期間その他給料の支給方法に関する事項
- (4) 各種手当(期末手当を除く。)の支給に関する事項
(フルタイム職員の期末手当)

第11条 給与条例第26条から第26条の3までの規定(第26条第2項及び第4項を除く。)は、規則で定めるフルタイム職員について準用する。

2 フルタイム職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額に、給与条例第26条第1項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 4月以上6月未満 100分の80
- (3) 2月以上4月未満 100分の50
- (4) 2月未満 100分の20

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの同項の基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

(パートタイム職員の報酬)

第12条 基本報酬は日額、時間額又は月額をもって定めるものとし、その額はフルタイム職員の給料の額との権衡を考慮して規則で定める額とする。

2 手当相当報酬の額は、フルタイム職員に支給される各種手当の額との権衡を考慮して規則で定める額とする。

(報酬の支給等)

第13条 日額による報酬は勤務した日数に応じて支給し、時間額による報酬は勤務した時間数に応じて支給し、月額による報酬は在職した月数に応じて支給する。

2 月額による報酬を受けるパートタイム職員が、月の中途においてその職に就き、又はその職を離れたときのその月の報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。ただし、死亡によるときは、この限りでない。

3 パートタイム職員が勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しな

い時間につき規則で定める基準による額を減額した報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第14条 日額による報酬、時間額による報酬及び月額による報酬は、その月分を翌月20日までに支給する。ただし、その支給日が本市の休日に当たるときは、その日前において最も近い本市の休日でない日に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、支給日を変更することができる。

(費用弁償)

第15条 パートタイム職員には、フルタイム職員に支給される通勤手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、費用弁償として通勤に要する費用を支給する。

2 パートタイム職員が公務のため旅行するときは、当該旅行に係る費用弁償として旅費を支給し、その額及び支給方法は、那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)第1条の非常勤職員の例による。

(パートタイム職員の期末手当)

第16条 第11条の規定は、パートタイム職員の期末手当について準用する。この場合において、同条第3項中「において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「における報酬の額で規則で定めるもの」と読み替えるものとする。

(休職者及び専従休職者の給与)

第17条 法第28条第2項又は那覇市職員の分限に関する条例(昭和47年那覇市条例第38号)の規定により休職にされた会計年度任用職員及び法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた会計年度任用職員には、その休職の期間中いかなる給与及び費用弁償も支給しない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	144, 100	194, 000	230, 000
2	145, 200	195, 800	231, 600
3	146, 400	197, 600	233, 100
4	147, 500	199, 400	234, 700
5	148, 600	200, 900	236, 100
6	149, 700	202, 700	237, 800
7	150, 800	204, 500	239, 300
8	151, 900	206, 300	240, 900
9	153, 000	207, 900	242, 100
10	154, 400	209, 700	243, 600
11	155, 700	211, 500	245, 200
12	157, 000	213, 300	246, 600
13	158, 300	214, 700	248, 100
14	159, 800	216, 500	249, 600
15	161, 300	218, 200	250, 900
16	162, 900	220, 000	252, 300
17	164, 200	221, 700	253, 800
18	165, 700	223, 400	255, 400
19	167, 200	225, 000	257, 100
20	168, 700	226, 600	258, 900
21	170, 100	228, 000	260, 500
22	172, 800	229, 700	262, 300
23	175, 400	231, 300	264, 000
24	178, 000	232, 900	265, 700
25	180, 700	234, 000	267, 600
26	182, 400	235, 500	269, 500
27	184, 000	236, 900	271, 300
28	185, 700	238, 200	273, 100
29	187, 200	239, 500	274, 800
30	188, 900	240, 700	276, 700
31	190, 700	241, 700	278, 600
32	192, 400	242, 900	280, 300
33	194, 000	244, 200	281, 800

34	195,400	245,300	283,700
35	196,900	246,500	285,500
36	198,400	247,800	287,400
37	199,700	248,700	289,000
38	201,000	250,100	290,700
39	202,200	251,500	292,500
40	203,500	252,900	294,300
41	204,800	254,300	295,800
42	206,100	255,700	297,500
43	207,400	257,100	299,000
44	208,700	258,400	300,600
45	209,800	259,600	302,200
46	211,100	260,900	303,900
47	212,400	262,300	305,500
48	213,700	263,600	307,200
49	214,800	264,700	308,100
50	215,900	265,800	309,600
51	216,900	267,100	311,100
52	218,000	268,400	312,700
53	219,100	269,400	314,300
54	220,100	270,500	315,900
55	221,000	271,800	317,500
56	222,000	273,100	319,000
57	222,400	274,000	320,500
58	223,300	275,000	321,700
59	224,100	275,900	322,900
60	224,900	277,000	324,100
61	225,600	278,100	324,800
62	226,600	279,100	325,700
63	227,400	280,000	326,500
64	228,300	281,000	327,300
65	229,000	281,500	328,200
66	229,800	282,400	328,600
67	230,700	283,100	329,300
68	231,700	284,000	330,100
69	232,400	285,000	330,900
70	233,100	285,800	331,600
71	233,700	286,600	332,300
72	234,500	287,400	333,000

73	235, 300	288, 200	333, 500
74	236, 000	288, 700	334, 100
75	236, 700	289, 100	334, 600
76	237, 300	289, 600	335, 200
77	238, 000	289, 800	335, 500
78	238, 800	290, 100	336, 000
79	239, 600	290, 300	336, 400
80	240, 300	290, 700	336, 900
81	240, 800	290, 900	337, 300
82	241, 500	291, 100	337, 800
83	242, 200	291, 500	338, 300
84	242, 900	291, 800	338, 800
85	243, 500	292, 100	339, 100
86	244, 200	292, 400	339, 500
87	244, 900	292, 700	340, 000
88	245, 600	293, 100	340, 400
89	246, 100	293, 400	340, 700
90	246, 600	293, 800	341, 100
91	246, 900	294, 100	341, 600
92	247, 300	294, 500	342, 000
93	247, 600	294, 700	342, 200
94		294, 900	342, 600
95		295, 200	343, 100
96		295, 600	343, 500
97		295, 800	343, 700
98		296, 100	344, 100
99		296, 500	344, 500
100		296, 900	344, 800
101		297, 100	345, 100
102		297, 400	345, 500
103		297, 800	345, 900
104		298, 100	346, 300
105		298, 300	346, 800
106		298, 600	347, 200
107		299, 000	347, 600
108		299, 300	348, 000
109		299, 500	348, 500
110		299, 900	348, 900
111		300, 300	349, 200

112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	
122		303,300	
123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム職員に適用する。

別表第2(第5条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	247,900	333,100
2	250,400	336,100
3	252,900	339,000
4	255,400	342,000
5	257,600	344,700
6	261,400	348,000
7	265,200	351,100
8	269,000	354,200
9	272,600	357,000
10	276,600	359,900
11	280,600	363,000
12	284,600	366,200
13	288,400	369,100
14	292,400	372,700
15	296,300	375,900
16	300,200	379,600
17	303,900	383,200

18	307, 500	385, 900
19	311, 000	388, 700
20	314, 600	391, 400
21	318, 200	394, 200
22	321, 900	396, 800
23	325, 400	399, 400
24	328, 900	401, 800
25	332, 400	403, 800
26	335, 200	406, 100
27	337, 800	408, 300
28	340, 400	410, 600
29	343, 200	412, 900
30	345, 300	415, 000
31	347, 500	417, 000
32	349, 900	419, 100
33	352, 100	421, 000
34	354, 500	422, 800
35	356, 700	424, 600
36	359, 200	426, 600
37	361, 400	428, 500
38	363, 800	430, 500
39	366, 200	432, 400
40	368, 400	434, 400
41	370, 700	436, 200
42	372, 100	438, 000
43	373, 600	439, 700
44	375, 000	441, 500
45	376, 200	443, 300
46	377, 600	445, 100
47	379, 100	446, 900
48	380, 600	448, 600
49	381, 700	450, 400
50	382, 700	452, 100
51	383, 700	453, 900
52	384, 500	455, 700
53	385, 400	457, 600
54	386, 300	458, 800
55	387, 000	460, 000
56	387, 900	461, 200

57	388, 600	462, 400
58	389, 500	463, 400
59	390, 300	464, 400
60	391, 100	465, 400
61	391, 600	466, 200
62	392, 100	466, 900
63	392, 500	467, 600
64	393, 000	468, 300
65	393, 300	469, 000
66		469, 700
67		470, 400
68		471, 000
69		471, 300
70		472, 000
71		472, 700
72		473, 400
73		473, 800
74		474, 400
75		475, 100
76		475, 800
77		476, 200
78		476, 800
79		477, 400
80		477, 900
81		478, 500
82		479, 000
83		479, 500
84		480, 000
85		480, 400
86		481, 000
87		481, 400
88		481, 900
89		482, 400
90		483, 000
91		483, 600
92		484, 000
93		484, 500
94		485, 100
95		485, 700

96		486,300
97		486,800

備考 この表は、医師その他規則で定めるフルタイム職員に適用する。

医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	149,000	186,900	222,100
2	150,400	188,500	223,700
3	151,800	190,100	225,300
4	153,200	191,700	226,900
5	154,400	193,200	228,300
6	156,200	194,700	229,900
7	157,900	196,300	231,400
8	159,600	197,800	233,000
9	161,300	199,400	234,100
10	163,000	201,100	235,600
11	164,700	202,700	237,000
12	166,500	204,400	238,200
13	168,000	205,800	239,800
14	169,900	207,400	241,200
15	171,900	209,000	242,400
16	173,800	210,600	243,800
17	175,700	212,000	244,700
18	177,600	213,600	245,900
19	179,400	215,300	247,100
20	181,300	217,000	248,300
21	183,200	218,300	249,700
22	184,700	219,800	250,700
23	186,200	221,200	251,700
24	187,700	222,700	252,800
25	189,300	224,100	254,000
26	190,600	225,500	255,300
27	192,100	226,800	256,700
28	193,500	228,100	258,200
29	195,000	229,400	259,600
30	196,200	230,800	261,300

31	197, 500	232, 300	263, 000
32	198, 800	233, 700	264, 600
33	200, 200	234, 800	266, 000
34	201, 600	236, 100	267, 800
35	202, 900	237, 100	269, 500
36	204, 300	238, 400	271, 200
37	205, 400	239, 800	272, 700
38	206, 700	241, 100	274, 400
39	208, 000	242, 200	276, 100
40	209, 300	243, 500	277, 700
41	210, 400	244, 800	279, 200
42	211, 600	245, 900	280, 800
43	212, 800	247, 100	282, 500
44	214, 000	248, 200	284, 200
45	215, 200	249, 300	285, 700
46	216, 300	250, 700	287, 400
47	217, 300	252, 200	289, 100
48	218, 400	253, 500	290, 700
49	219, 400	255, 100	291, 900
50	220, 400	256, 500	293, 500
51	221, 300	257, 900	294, 800
52	222, 300	259, 200	296, 400
53	222, 700	260, 300	297, 700
54	223, 600	261, 700	299, 200
55	224, 300	263, 100	300, 600
56	225, 200	264, 400	302, 100
57	225, 900	265, 200	303, 100
58	226, 800	266, 500	304, 300
59	227, 500	267, 800	305, 500
60	228, 300	269, 100	306, 900
61	229, 200	270, 000	308, 200
62	230, 000	271, 200	309, 400
63	230, 900	272, 500	310, 700
64	231, 900	273, 800	311, 900
65	232, 500	274, 600	313, 300
66	233, 300	275, 700	314, 100
67	234, 100	276, 600	314, 900
68	234, 900	277, 700	315, 700
69	235, 600	278, 700	316, 300

70	236, 300	279, 700	317, 000
71	237, 000	280, 800	317, 700
72	237, 600	281, 900	318, 300
73	238, 300	282, 500	319, 000
74	239, 100	283, 200	319, 200
75	239, 900	283, 700	319, 800
76	240, 600	284, 500	320, 400
77	241, 000	285, 300	321, 000
78	241, 600	285, 900	321, 500
79	242, 200	286, 500	322, 000
80	242, 800	287, 100	322, 500
81	243, 100	287, 800	323, 100
82	243, 500	288, 300	323, 600
83	243, 900	288, 700	324, 000
84	244, 200	289, 100	324, 500
85	244, 500	289, 300	325, 000
86		289, 500	325, 400
87		289, 700	325, 600
88		289, 900	326, 000
89		290, 300	326, 400
90		290, 500	326, 800
91		290, 700	327, 200
92		290, 900	327, 600
93		291, 300	327, 900
94		291, 500	328, 100
95		291, 700	328, 500
96		292, 000	328, 800
97		292, 400	329, 000
98		292, 700	329, 300
99		292, 900	329, 600
100		293, 200	329, 900
101		293, 500	330, 100
102		293, 700	330, 400
103		293, 900	330, 800
104		294, 200	331, 000
105		294, 500	331, 200
106			331, 400
107			331, 800
108			332, 000

109			332, 200
110			332, 600
111			333, 000
112			333, 400
113			333, 600

備考 この表は、栄養士その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	163, 000	190, 500	238, 500
2	164, 400	192, 600	240, 300
3	165, 900	194, 700	242, 100
4	167, 300	196, 700	243, 900
5	168, 800	198, 800	245, 300
6	170, 300	201, 100	246, 600
7	171, 800	203, 400	247, 700
8	173, 300	205, 700	249, 000
9	174, 600	208, 100	250, 000
10	176, 300	209, 500	251, 100
11	177, 900	210, 900	252, 000
12	179, 400	212, 100	252, 900
13	180, 900	213, 500	254, 100
14	182, 900	214, 900	255, 200
15	184, 900	216, 400	256, 000
16	186, 900	217, 600	257, 000
17	189, 100	219, 000	257, 600
18	191, 200	220, 500	258, 500
19	193, 300	222, 000	259, 500
20	195, 400	223, 500	260, 400
21	197, 500	224, 700	261, 300
22	199, 700	226, 400	262, 300
23	201, 900	228, 100	263, 200
24	204, 100	229, 800	264, 200
25	206, 100	231, 100	265, 400
26	207, 400	232, 800	266, 500
27	208, 600	234, 500	267, 700

28	209, 900	236, 200	268, 900
29	211, 100	237, 800	270, 100
30	212, 200	239, 200	271, 600
31	213, 500	240, 500	273, 200
32	214, 700	241, 600	274, 600
33	216, 000	242, 800	276, 200
34	217, 300	243, 900	277, 700
35	218, 600	244, 800	279, 000
36	219, 900	245, 900	280, 300
37	221, 100	246, 800	281, 900
38	222, 500	247, 900	283, 300
39	223, 800	248, 800	284, 800
40	225, 200	249, 900	286, 200
41	226, 100	250, 400	287, 500
42	227, 500	251, 300	289, 000
43	228, 900	252, 200	290, 500
44	230, 300	253, 100	292, 100
45	231, 500	253, 900	293, 400
46	232, 900	254, 900	294, 800
47	234, 200	255, 800	296, 300
48	235, 500	256, 800	297, 800
49	236, 500	257, 800	298, 900
50	237, 600	258, 900	300, 200
51	238, 600	260, 100	301, 400
52	239, 700	261, 300	302, 800
53	240, 600	262, 400	304, 200
54	241, 700	263, 900	305, 500
55	242, 700	265, 300	306, 900
56	243, 700	266, 700	308, 300
57	244, 400	268, 200	309, 100
58	245, 400	269, 800	310, 300
59	246, 100	271, 300	311, 500
60	247, 100	272, 800	312, 900
61	248, 000	274, 200	314, 000
62	249, 000	275, 700	315, 300
63	249, 800	277, 200	316, 600
64	250, 800	278, 500	317, 800
65	251, 700	279, 900	319, 100
66	252, 600	281, 400	320, 400

67	253, 700	282, 900	321, 700
68	254, 600	284, 400	323, 000
69	255, 400	285, 500	323, 700
70	256, 500	287, 000	324, 800
71	257, 600	288, 500	325, 900
72	258, 700	289, 900	326, 800
73	260, 100	290, 900	328, 100
74	261, 400	292, 300	328, 800
75	262, 700	293, 500	329, 900
76	263, 900	294, 800	331, 100
77	264, 900	296, 200	332, 200
78	266, 000	297, 500	333, 400
79	267, 300	298, 700	334, 500
80	268, 500	300, 000	335, 700
81	269, 400	300, 500	336, 800
82	270, 400	301, 700	337, 900
83	271, 500	302, 800	338, 900
84	272, 600	304, 000	340, 000
85	273, 400	305, 100	340, 900
86	274, 300	306, 300	341, 900
87	275, 400	307, 500	342, 800
88	276, 500	308, 600	343, 800
89	277, 300	309, 900	344, 800
90	278, 200	311, 100	345, 600
91	279, 000	312, 300	346, 400
92	280, 000	313, 500	347, 200
93	280, 900	314, 300	347, 800
94	281, 900	315, 000	348, 400
95	282, 800	315, 700	349, 100
96	283, 800	316, 300	349, 700
97	284, 400	317, 000	350, 100
98	285, 200	317, 300	350, 500
99	285, 800	317, 900	351, 000
100	286, 700	318, 600	351, 400
101	287, 500	319, 000	351, 900
102	288, 300	319, 600	352, 300
103	289, 100	320, 200	352, 800
104	289, 900	320, 800	353, 200
105	290, 600	321, 200	353, 500

106	291, 100	321, 700	354, 000
107	291, 600	322, 200	354, 400
108	292, 100	322, 700	354, 700
109	292, 300	323, 100	355, 200
110	292, 600	323, 500	355, 700
111	292, 800	323, 800	356, 200
112	293, 200	324, 100	356, 700
113	293, 500	324, 500	357, 200
114	293, 700	324, 900	357, 700
115	294, 100	325, 300	358, 200
116	294, 400	325, 600	358, 600
117	294, 700	325, 800	359, 000
118	295, 000	326, 100	359, 400
119	295, 300	326, 500	359, 900
120	295, 700	326, 700	360, 400
121	296, 000	326, 900	360, 800
122	296, 400	327, 200	361, 300
123	296, 700	327, 500	361, 800
124	297, 100	327, 800	362, 300
125	297, 300	328, 000	362, 600
126	297, 500	328, 300	
127	297, 800	328, 700	
128	298, 200	328, 900	
129	298, 400	329, 100	
130	298, 700	329, 300	
131	299, 100	329, 700	
132	299, 500	329, 900	
133	299, 700	330, 200	
134	300, 000	330, 600	
135	300, 400	331, 000	
136	300, 700	331, 400	
137	300, 900	331, 700	
138	301, 200	332, 100	
139	301, 600	332, 500	
140	301, 900	332, 900	
141	302, 100	333, 200	
142	302, 500	333, 600	
143	302, 900	333, 900	
144	303, 200	334, 300	

145	303,400	334,600
146	303,600	335,000
147	303,900	335,400
148	304,300	335,800
149	304,500	336,100
150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	
167	309,900	
168	310,200	
169	310,600	

備考 この表は、保健師その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、会計年度任用職員等に関する規定を整備する必要があることから、関係する条例のうち 8 つを一括して改正するため、この案を提出する。

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例

(那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。 (報酬の減額) 第6条 別表に定めるその他非常勤職員で市長が定めるもの(以下「特定職員」という。)が勤務しないときは、市長が定める場合を除き、その勤務しない時間につき市長が定める基準による額を減額した報酬を支給する。 (報酬の支給日) 第7条 月額による報酬(次項に規定する月額による報酬を除く。)は、その月分をその月20日に支給する。ただし、その支給日が本市の休日に当たるとき、又は特に必要があるときは、繰り上げて支給することができる。 2 日額による報酬、時給による報酬及び特定職員の月額による報酬は、その月分を翌月20日までに支給する。 第8条～第10条 [略] 別表(第2条、第6条、第9条関係) [略]	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。 (報酬の支給日) 第6条 月額による報酬は、その月分をその月20日に支給する。ただし、その支給日が本市の休日に当たるとき、又は特に必要があるときは、繰り上げて支給することができる。 2 日額による報酬及び時給による報酬は、その月分を翌月20日までに支給する。 第7条～第9条 [略] 別表(第2条、第8条関係) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

(那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(非常勤職員等の給与) 第19条 非常勤職員及び臨時職員に対する給与は、職員の給与との均衡を考慮して定めるものとする。	(非常勤職員の給与) 第19条 職員以外の企業職員(以下「非常勤職員」という。)の給与は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与とし、給与の額その支給に関し必要な事項は、職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定めるものとする。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員 報酬(給料に相当する報酬並びに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。)及び期末手当 (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員 給料並びに特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、宿日直手当及び退職手当 (3) 前2号に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員 報酬
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当の支給) 第2条 [略]	(退職手当の支給) 第2条 [略] 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引

(勤続期間の計算)

第10条 [略]

2～4 [略]

- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)、職員以外の地方公務員、市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)又は国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)その他市長が定める法人の職員(以下「国家公務員等」という。)(国立大学法人その他市長が定める法人の職員にあつては、当該法人の要請に応じた者に限る。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の国家公務員等としての引き続いた在職期間(国家公務員等としての在職期間とみなされる期間を含む。)を含むものとする。この場合において、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算する。ただし、その者が国、他の地方公共団体、市が設立した地方独立行政法人、国立大

き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員については、この限りでない。

(勤続期間の計算)

第10条 [略]

2～4 [略]

- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)、職員以外の地方公務員(その者の地方公務員としての勤続期間が退職手当に関する規定により当該地方公務員としての勤続期間に通算されることが定められているものに限る。)、市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)又は国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)その他市長が定める法人の職員(以下「国家公務員等」という。)(国立大学法人その他市長が定める法人の職員にあつては、当該法人の要請に応じた者に限る。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の国家公務員等としての引き続いた在職期間(国家公務員等としての在職期間とみなされる期間を含む。)を含むものとする。この場合において、その者の国家公務員等として

学法人その他市長が定める法人(以下「国等」という。)から退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した国等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職日給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間に含まないものとする。	の引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算する。ただし、その者が国、他の地方公共団体、市が設立した地方独立行政法人、国立大学法人その他市長が定める法人(以下「国等」という。)から退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した国等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職日給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間に含まないものとする。
6～8 [略]	6～8 [略]
備考 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給料) 第7条 給料は、勤務時間条例第6条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(第26条の5第1項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当を除いた全額とする。 (給料表の種類及び適用範囲) 第8条 [略] 2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第31条に規定する職員以外のすべての職員に適用する。	(給料) 第7条 給料は、勤務時間条例第6条第1項の正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(第26条の5第1項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当を除いた全額とする。 (給料表の種類及び適用範囲) 第8条 [略] 2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第31条及び第32条に規定する職員以外の<u>全ての</u>職員に適用する。

	(会計年度任用職員の給与等) 第32条 法第22条の2第1項の会計年度任用 職員の給与等については、別に条例で定 める。
第32条 [略]	第33条 [略]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和58年那覇市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類) 第2条 現業職員の給与の種類は、<u>那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の規定の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)</u>の給与の例による。 (給与の基準) 第3条 現業職員の給与の基準は、<u>一般職員</u>の給与を基準とし、職務の特殊性及び実態を考慮して規則で定めるものとする。	(給与の種類) 第2条 現業職員の給与の種類は、<u>那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第8条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員及び那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第 号)の規定の適用を受ける職員(次条において「一般職員等」という。)</u>の例による。 (給与の基準) 第3条 現業職員の給与の基準は、<u>一般職員等</u>の給与を基準とし、職務の特殊性及び実態を考慮して規則で定めるものとする。
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、本市と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員(臨時的に任用される職員<u>その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び次項に定める職</u>	(職員の派遣) 第2条 任命権者は、本市と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。

員を除く。)を派遣することができる。 (1)～(5) [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。) (2)～(3) [略]	(1)～(5) [略] 2 [略] (1) <u>臨時的に任用される職員</u> (2) <u>非常勤職員</u> (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(<u>前号及び規則</u>で定める職員を除く。) (4)～(5) [略]
--	--

備考

- 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

(那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。 (1)～(4) [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員<u>その他の法律により任期を定めて任用される職員(規則で定める職員を除く。)</u> (2) [略] (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)～(5) [略] 3 [略]	(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(<u>次項に定める職員を除く。)</u>を派遣することができる。 (1)～(4) [略] 2 [略] (1) 臨時的に任用される職員 (2) [略] (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(<u>前号及び規則</u>で定める職員を除く。) (4)～(5) [略] 3 [略]

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員) 第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員<u>その他の法律により任期を定めて任用される職員</u>(規則で定める職員を除く。) (2) [略] (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)～(5) [略]	(法第10条第1項に規定する条例で定める職員) 第11条 [略] (1) 臨時的に任用される職員 (2) [略] (3) 地方公務員法第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(<u>前号及び規則で定める職員</u>を除く。) (4)～(5) [略]
備考 1 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任命権者の報告) 第2条 [略] 2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(12) [略]	(任命権者の報告) 第2条 [略] 2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(12) [略]
備考 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例第2条第2項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正
する条例制定について

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

人事院規則の改正に併せ職員に対する時間外命令勤務の上限時間に係る規定
を設けるとともに、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施
行に伴い会計年度任用職員等に関する規定を整備し、及び字句の整理を行うた
め、この案を提出する。

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第6条 [略] (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第6条の3 [略] 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>第6条</u>に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項、第5項及び第6項において同じ。)をさせてはならない。 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>第6条</u>に規定する勤務をさせてはならない。 4 [略] 5 任命権者は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第6条 [略] <u>2 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、職員の健康及び福祉を考慮し、規則で定める。</u> (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第6条の3 [略] 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>第6条第1項</u>に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項、第5項及び第6項において同じ。)をさせてはならない。 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>第6条第1項</u>に規定する勤務をさせてはならない。 4 [略] 5 任命権者は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公

務の運営に支障がある場合を除き、<u>第6条</u>に規定する勤務をさせてはならない。 6 任命権者は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>第6条</u>に規定する勤務をさせてはならない。 <u>(臨時的任用職員の休日等)</u> <u>第14条 臨時的に任用された職員の勤務時間、休日及び休暇については、任命権者が別に定める。</u>	務の運営に支障がある場合を除き、<u>第6条第1項</u>に規定する勤務をさせてはならない。 6 任命権者は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>第6条第1項</u>に規定する勤務をさせてはならない。 <u>(会計年度任用職員等の勤務時間、休日及び休暇)</u> <u>第14条 地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質及び勤務の形態を考慮し、規則で定める。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市市制100周年記念事業基金条例制定について

那覇市市制100周年記念事業基金条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

那覇市市制100周年記念事業に対する寄附金や協賛金などを積み立てるための基金を設置するため、この案を提出する。

那覇市市制100周年記念事業基金条例

(設置)

第1条 那覇市市制100周年記念事業(令和3年(2021年)5月20日に市制施行100周年となる節目を全市を挙げて祝うとともに、風格ある那覇を築き上げてきた先人たちのたゆまぬ努力をたたえ、輝かしい未来への確かな一步を踏み出すスタートとして実施する事業をいう。以下「事業」という。)に要する費用の財源に充てるため、那覇市市制100周年記念事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 事業に対する寄附金又は協賛金の額の全部又は一部
- (2) その他毎会計年度の予算で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業に要する費用の財源に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

次期「那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定等に関し必要な事項を審議する、那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を設置するため、この案を提出する。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市総合計画審議会	[略]
	那覇市軍用地跡地利用審議会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市総合計画審議会	[略]
	那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び変更に関すること。
	那覇市軍用地跡地利用審議会	[略]
	[略]	
[略]		

那覇市ふるさとづくり寄附金条例の一部を改正する条例制定について

那覇市ふるさとづくり寄附金条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

那覇市ふるさとづくり寄附金条例に基づく寄附金について、那覇市市制100周年記念事業の財源として指定することを可能とするため、この案を提出する。

那覇市ふるさとづくり寄附金条例の一部を改正する条例

那覇市ふるさとづくり寄附金条例(平成20年那覇市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 この条例は、平成20年7月8日から施行する。	付 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成20年7月8日から施行する。 <u>(寄附金の指定等の特例)</u> 2 <u>令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間、寄附者は、第2条第2項に定めるもののほか、那覇市市制100周年記念事業について、同条第1項の規定による指定をすることができる。この場合においては、第4条の規定は、適用しない。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則
この条例は、令和元年10月1日から施行する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「住民基本台帳法」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部改正に伴い、新たに手数料の規定を定める等、所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第4 別記]	[別表第1 別記] [別表第4 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1第5項の改正規定 公布の日

(2) 別表第4第6項の改正規定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1～4 [略]

5 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この項において「番号法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(3) [略]			
(4)	法第20条第1項から第4項までに規定する戸籍の附票の写しの交付	[略]	
(5)	番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	[略]	
(6) [略]			

6～8 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1～4 [略]

5 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(3) [略]			
(4)	法第15条の4第1項から第4項までに規定する除票の写し又は除票記載事項証明書の交付	除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料	1通につき300円
(5)	法第20条第1項から第4項までに規定する戸籍の附票の写しの交付	[略]	
(6)	法第21条の3第1項から第4項までに規定する戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき300円
(7)	番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	[略]	
(8) [略]			

6～8 [略]

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～5 [略]

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(3) [略]			
(4)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査((5)の号に該当する場合を除く。)	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア～エ [略]
(5)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関)に	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額

	よる審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査		を加えた額)を加算した額) ア～エ [略]
(6)～(9) [略]			

備考 [略]

7 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～5 [略]

6 [略]

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)～(3) [略]			
(4)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査((5)の号に該当する場合を除く。)	[略]	申請に係る建築物(法第29条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア～エ [略]
(5)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	[略]	申請に係る建築物(法第29条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア～エ [略]
(6)～(9) [略]			

備考 [略]

7 [略]

那覇市共同利用施設条例の一部を改正する条例制定について

那覇市共同利用施設条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

那覇市共同利用施設である「那覇市大嶺自治会館」を廃止するため、この案を提出する。

那覇市共同利用施設条例の一部を改正する条例

那覇市共同利用施設条例(平成17年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
(名称及び位置) 第2条 共同利用施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>那覇市大嶺自治会館</td><td>那覇市宇栄原1丁目3番1号</td></tr> <tr> <td>那覇市田原自治会館</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	那覇市大嶺自治会館	那覇市宇栄原1丁目3番1号	那覇市田原自治会館	[略]	[略]		(名称及び位置) 第2条 [略] <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>那覇市田原自治会館</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	那覇市田原自治会館	[略]	[略]	
名称	位置														
那覇市大嶺自治会館	那覇市宇栄原1丁目3番1号														
那覇市田原自治会館	[略]														
[略]															
名称	位置														
那覇市田原自治会館	[略]														
[略]															
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。															

付 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

那覇市銘苅駐車場条例制定について

那覇市銘苅駐車場条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

なは市民協働プラザ、那覇市IT創造館等を利用する者その他市民の利便に資することを目的とする、那覇市銘苅駐車場を設置するため、この案を提出する。

那覇市銘苅駐車場条例

(設置)

第1条 なは市民協働プラザ、那覇市IT創造館等を利用する者その他市民の利便に資するため、那覇市銘苅駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
ナハメカルパーキング	那覇市銘苅2丁目3番4
なは市民協働プラザ地下駐車場	那覇市銘苅2丁目3番1号
那覇市IT創造館一般駐車場	那覇市銘苅2丁目3番6号

(供用日等)

第3条 駐車場の供用日は、1月1日から12月31日までとする。

- 2 駐車場の供用時間は、24時間とする。ただし、入場については、6時から24時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合において、市長は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、その旨を掲示するものとする。

(対象車両)

第4条 駐車場に駐車させることができる車両は、次に掲げる車両とする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条の普通自動車で、積載物又は取付物を含め、長さが5メートル、幅が1.9メートル及び高さが2.1メートルを超えないもの
- (2) 道路交通法第2条第1項第10号の原動機付自転車及び同法第3条の普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)
- (3) その他市長が特に認める車両

(駐車料金)

第5条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、別表に定める駐車料金(以下「料金」という。)を納付しなければならない。ただし、前条第2号に掲げる車

両を所定の位置に駐車させる者については、この限りでない。

- 2 市長は、料金を事前に納付させるため、駐車回数券を発行することができる。
- 3 料金は、駐車させた車両を駐車場から出場させる際に徴収するものとする。ただし、駐車回数券については、その交付の際に徴収するものとする。
- 4 既納の料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(料金の減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) なは市民協働プラザ、那覇市IT創造館又は那覇市消防局において本市が主催又は共催をする行事、事業等に参加するために駐車する場合で、市長が特に認めるとき。
- (2) 公務、公用又は公益、行政手続等の目的で前号に規定する施設又は庁舎を利用する者が駐車する場合で、市長が特に認めるとき。

- (3) その他市長が特別の理由があると認める場合

(入場の拒否)

第7条 市長は、車両が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該車両の駐車場への入場を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができない場合
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載している場合
- (3) 駐車場の施設又は設備を毀損し、又は汚損するおそれがある場合
- (4) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認める場合

(禁止行為)

第8条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 車両を長期間にわたり放置すること。
- (2) 他の車両の駐車を妨げること。
- (3) 駐車場の施設若しくは設備又は他の車両を毀損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (4) 火気を使用し、又はみだりに騒音を発すること。
- (5) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(出場命令等)

第9条 市長は、駐車している車両が第4条の規定に違反する車両であるとき、若しくは第7条各号のいずれかに該当するとき、又は利用者が前条の規定に違反したときは、当該利用者に対し、当該車両を駐車場から出場させるよう命ずることができる。

2 市長は、前条第2号から第5号までの行為をした者に対し、駐車場から退場するよう命ずることができる。

(損害賠償)

第10条 駐車場の施設又は設備を毀損し、汚損し、又は滅失したものは、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(免責)

第11条 駐車場において、天災地変その他本市の責めに帰することができない理由により利用者が受けた損害については、本市は、その責めを負わない。利用者の責めに帰すべき理由により第三者に与えた損害についても、同様とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第13条 詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(那覇市IT創造館条例の一部改正)

2 那覇市IT創造館条例(平成17年那覇市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(施設の構成) 第3条 那覇市IT創造館(以下「IT創造館」という。)は、次に掲げる施設をもって構成する。 (1)～(2) [略] (3) <u>駐車場施設</u> ア 一般駐車場 イ <u>入居企業用駐車場</u>	(施設の構成) 第3条 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>入居企業用駐車場</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(なは市民協働プラザ条例の一部改正)

- 3 なは市民協働プラザ条例(平成26年那覇市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(施設の構成) 第14条 市民活動センターは、次に掲げる施設をもって構成する。 (1)～(3) [略] (4) <u>地下駐車場</u>	(施設の構成) 第14条 [略] (1)～(3) [略]
備考 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

別表(第5条関係)

料金

区分	金額
最初の1時間まで	450円以内で規則で定める額
最初の1時間を超え30分までごとに	200円以内で規則で定める額

那覇市森林環境譲与税基金条例制定について

那覇市森林環境譲与税基金条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の施行に伴い、同法に定める木材の利用、森林の整備の促進等に要する費用の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、この案を提出する。

那覇市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号。次条において「法」という。)第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用の財源に充てるため、那覇市森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、本市に譲与される法第27条の森林環境譲与税の額の全部又は一部とし、毎会計年度の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市伝統工芸館条例の一部を改正する条例制定について

那覇市伝統工芸館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

那覇市伝統工芸館の施設の保守等に係る時間を確保し、及び運営の効率化を図ることを目的として、休館日及び利用時間を変更するため、この案を提出する。

那覇市伝統工芸館条例の一部を改正する条例

那覇市伝統工芸館条例(平成17年那覇市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用時間及び休館日) 第5条 [略] 2 工芸館の休館日は、<u>1月1日及び12月31日</u>とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。 [別表第1 別記]	(利用時間及び休館日) 第5条 [略] 2 工芸館の休館日は、<u>次のとおりとする。</u> ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。 (1) <u>販売場 12月31日から翌年の1月2日まで</u> (2) <u>販売場以外の施設(駐車場を除く。)</u> <u>ア 12月29日から翌年の1月3日まで</u> <u>イ 週1日で規則で定める曜日</u> [別表第1 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第5条関係)

利用時間

施設名	利用時間
特別展示室及び体験工房	9：00～18：00
ギャラリー	9：00～20：00
研修会議室	9：00～20：00
販売場	9：00～20：00
駐車場	8：00～24：00

備考 ギャラリーで企画展が開催されない場合におけるギャラリーの利用時間は、特別展示室及び体験工房の項の利用時間を適用する。

[改正後 別記]

別表第1(第5条関係)

利用時間

施設名	利用時間
特別展示室、ギャラリー及び体験工房	9時から18時までの間で規則で定める時間
販売場及び研修会議室	9時から20時までの間で規則で定める時間
駐車場	8時から24時まで

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を
改正する条例制定について

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

本市が収集する一般廃棄物のうち燃やすごみの処理に係る「取っ手付きごみ袋」について大及び小の規格の処理手数料を定めるため、この案を提出する。

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和2年3月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第28条関係)

区分		手数料
市が収集する 一般廃棄物の 処理	燃やすごみ	市の指定するごみ袋10枚入り1組につき 大 330円 [略] 中 220円 小 170円 [略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第28条関係)

区分		手数料
市が収集する 一般廃棄物の 処理	燃やすごみ	市の指定するごみ袋10枚入り1組につき <u>大(取っ手付き)</u> 360円 大 330円 [略] 中 220円 <u>小(取っ手付き)</u> 180円 小 170円 [略]
	[略]	
[略]		

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例制定について

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

水道法の一部改正により指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制が導入されたことに伴い、当該更新に係る手数料を定め、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例

那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(構造及び材質) 第5条 給水装置の構造及び材質については、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条及び那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の定めるところによる。 (料金) 第23条 料金は、1月につき、次の表により算定した基本料金と従量料金の合計額とする。 [表 別記] 2 [略] (手数料) 第30条 手数料は、次に定めるとおりとし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、申込み後これを徴収することができる。 (1)～(3) [略] <u>(4)～(5)</u> [略]	(構造及び材質) 第5条 給水装置の構造及び材質については、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条及び那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の定めるところによる。 (料金) 第23条 [略] [表 別記] 2 [略] (手数料) 第30条 [略] (1)～(3) [略] <u>(4) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき13,000円</u> <u>(5)～(6)</u> [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第23条第1項の表]

種別	用途別	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)
				[略]
専用給水装置	一般用	[略]		
		連合栓用給水装置を使用するものは、メーター口径を13ミリメートルとみなして、1戸につき当該口径の料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。		
	[略]			
[略]				

[改正後 別記]

[第23条第1項の表]

種別	用途別	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)
				[略]
専用給水装置	一般用	[略]		
		連合専用給水装置を使用するものは、メーター口径を13ミリメートルとみなして、1戸につき当該口径の料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。		
	[略]			
[略]				

財産の取得について（災害用備蓄品（食糧品））

次のとおり災害用備蓄品（食糧品）を購入する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 品名、規格及び数量 災害用備蓄品（別紙、契約書のとおり）
- 2 購入の目的 観光客向けの災害用備蓄品を整備する。
- 3 購入の方法 制限付一般競争入札

（提案理由）

観光客向けの災害用備蓄品（食糧品）を整備する目的で購入する財産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

別表1

②災害用備蓄品(食糧品)

NO	品 目	納入先	数量	規格
1	備蓄飲料水 (10年保存水) 数量 (93,240本) 【同等物品】 品名:「The Next Dekade」10年 保存飲料水(500mL) 製造:株式会社グリーンケミー	① 那覇 空港ビ ルディ ング	25,368本	- 賞味期限が10年以上あること。 - 形状、容量は500ミリリットル耐熱ペットボトルとする。 - 保存剤・殺菌剤等を使用していないこと。 - 気密性容器に密封し、加圧加熱殺菌した物であり、屋内で常温保管しても品質に異常のないこと。 - 外箱・ペットボトルラベルに賞味期限の記載があること - 使用する材料等は、全般にわたって十分検査が実施されたものであること。 - キズ割れ、ひび、汚れ等がないこと。
		② 那覇市 緑化セ ンター	15,072本	
		③ 避難所	52,800本	
2	主食 (7年レトルト食品) 数量 (46,550食) 【基準物品】 品名:「The Next Dekade」 7年保存レトルト食品(スプーン 付) 種類:わかめご飯、トマトリ ゾット、コーンピラフ、カレー ピラフ、五目ごはん 製造:株式会社グリーンケミー	① 那覇 空港ビ ルディ ング	12,650食	- 賞味期限が7年以上あること。 - 保存剤・殺菌剤等を使用していないこと。 - 気密性容器に密封し、加圧加熱殺菌した物であり、屋内で常温保管しても品質に異常のないこと。 - 食品衛生法による食物アレルギー原因物質となる特定原材料等27品目と貝類不使用製品であること。 - 製品は、日本アジアハラル認証取得した製品であること。 - 内容量1袋約230g以上のものであること。 - パン・麺類を除くものとする。 - 加水・加熱が不要な製品であること。 - 味は4種類としそれぞれ均等数に近いものとする。(白飯・おかゆは不可) - スプーン付のものとする。 - 使用する材料等は、全般にわたって十分検査が実施されたものであること。 - キズ割れ、ひび、汚れ等がないこと。
		② 那覇市 緑化セ ンター	900食	
		③ 避難所	33,000食	
3	カレー 数量(46,620食) 【基準物品】 品名:LLヒートレスカレー 温めずにおいしい野菜カレー 製造:ハウス食品株式会社	① 那覇 空港ビ ルディ ング	12,690食	- 賞味期限が5年以上あること。 - 保存剤・殺菌剤等を使用していないこと。 - 食品衛生法による食物アレルギー原因物質となる特定原材料等27品目を不使用製品であること - 内容量は1袋約200g以上であること。 - 気密性容器に密封し、加圧加熱殺菌した物であり、屋内で常温保管しても品質に異常のないこと。 - 使用する材料等は、全般にわたって十分検査が実施されたものであること。 - キズ割れ、ひび、汚れ等がないこと。
		② 那覇市 緑化セ ンター	14,130食	
		③ 避難所	19,800食	
4	レトルトパン 数量(23,250食) 【基準物品】 品名:「The Next Dekade」7年 保存レトルトパン 種類:ミルクブレッド、チョコ レート、ブルーベリー 製造:株式会社グリーンケミー	① 那覇 空港ビ ルディ ング	6,300食	- 賞味期限が7年以上あること。 - 保存剤・殺菌剤等を使用していないこと。 - 内容量は1袋約100g以上であること。 - 気密性容器に密封し、加圧加熱殺菌した物であり、屋内で常温保管しても品質に異常のないこと。 - 味の種類は3種類としそれぞれ均等数に近いものとする。 - 使用する材料等は、全般にわたって十分検査が実施されたものであること。 - キズ割れ、ひび、汚れ等がないこと。
		② 那覇市 緑化セ ンター	5,950食	
		③ 避難所	11,000食	

NO	品 目	納入先	数量	規格
5	経口補水パウダー 500ml用 数量(600袋) 【基準物品】 品名：経口補水液 OS-1 オーエスワン パウダー アルミパウチ 15g(500ml用) 製造：株式会社大塚製薬工場	① 那覇空港ビルディング	200袋	- 賞味期限は、納入した日より4年半以上とする。 - 内容量は1袋当り15gで、500mlの水に溶かして飲用できるものとする。 - 消費者庁から許可された特別用途食品個別評価型病者用食品であること。 - 感染性腸炎、下痢・発熱・嘔吐、経口摂取不足、脱水症状などに適していること。
		② 那覇市緑化センター	400袋	
6	液体ミルク 数量（792缶） 【基準物品】 品名：明治ほほえみ らくらくミルク 製造：株式会社明治	① 那覇空港ビルディング	216缶	- 賞味期限は製造日より1年であること。 - 哺乳ビンに注ぐだけの液体タイプミルクであること。 - 内容量が1缶240mlであること。
		② 那覇市緑化センター	576缶	
7	粉ミルク 数量（154缶） 【基準物品】 品名：ミルクアレルギー除去食品 MA-mi 製造：森永乳業株式会社	① 那覇空港ビルディング	50缶	- 賞味期限は製造日より1.5年であること。 - ミルクアレルギー対応粉ミルクであること。 - 内容量が1缶800g以上であること。
		② 那覇市緑化センター	104缶	

財産の取得について（災害用備蓄品（資機材））

次のとおり災害用備蓄品（資機材）を購入する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 品名、規格及び数量 災害用備蓄品（別紙、契約書のとおり）
- 2 購入の目的 観光客向けの災害用備蓄品を整備する。
- 3 購入の方法 制限付一般競争入札

（提案理由）

観光客向けの災害用備蓄品（資機材）を整備する目的で購入する財産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

別表1

①災害用備蓄品(資機材)

NO	品 目	納入先	数量		規格
1	毛布 数量(5,182枚) 【基準物品】 品名：不織布毛布 製造：フロムハート	① 那覇 空港ビ ルディ ング	1,410枚		・毛布サイズ1400×2000mm以上で防災タイプあること。 ・不織布であること。 ・真空アルミパック包装で10年保存可能であること。 ・（公財）日本防災協会認定品であること。
		② 那覇市 緑化セ ンター	1,572枚		
		③ 避難所	2,200枚		
2	簡易トイレ 袋式（100回用） 数量(810個) 【基準物品】 品名：非常用トイレ防災の達人 製造：コクヨ	① 那覇 空港ビ ルディ ング	240個		・内容物：10枚重ね便袋×10セット、凝固剤（抗菌・消臭性）×100個、回収袋10枚、取扱い説明書ポスター（テープ付）×10枚 ・便袋は、ミシン目入りの10枚重ねで1度に10回分をセットできるものとする。 ・便袋は、効率的に処理できるよう三角形で、色は中身の見えない黒色とする。 ・使用期限は、製造日から10年以上のものとする。
		② 那覇市 緑化セ ンター	350個		
		③ 避難所	220個		
3	紙おむつ（乳幼児用） 数量（69パック） 【基準物品】 品名：Pampers（パンパース） 製造：P&G Japan	① 那覇 空港ビ ルディ ング	M	9ハﾟ ッｸ	・乳児用男女兼用タイプとする。 ・サイズ及び数量は次のとおりとする。 M（84枚）・・・30ﾊﾟｯｸ L（58枚）・・・39ﾊﾟｯｸ
			L	11ハﾟ ッｸ	
		② 那覇市 緑化セ ンター	M	21ハﾟ ッｸ	
			L	28ハﾟ ッｸ	
4	紙おむつ（大人用） 数量（315パック） 【基準物品】 品名：サルバやわ楽パンツ 製造：白十字株式会社	① 那覇 空港ビ ルディ ング	S-M	34ハﾟ ッｸ	・大人用男女兼用タイプとする。 ・サイズ及び数量は次のとおりとする。 S-M（26枚）・・・118ﾊﾟｯｸ M-L（34枚）・・・94ﾊﾟｯｸ L-LL（30枚）・・・103ﾊﾟｯｸ
			M-L	27ハﾟ ッｸ	
			L-LL	29ハﾟ ッｸ	
		② 那覇市 緑化セ ンター	S-M	84ハﾟ ッｸ	
			M-L	67ハﾟ ッｸ	
			L-LL	74ハﾟ ッｸ	
5	生理用品（ナプキン） 数量（832パック） 【基準物品】 品名：ロリエスリムガード 多い夜用300 製造：花王株式会社	① 那覇 空港ビ ルディ ング	224ハﾟ ッｸ		・30cm、羽つきで全面通気性シートであること。 ・1ﾊﾟｯｸ15枚入以上であること。
		② 那覇市 緑化セ ンター	608ハﾟ ッｸ		

NO	品 目	納入先	数量	規格	
6	タオル 数量(22,500枚) 【基準物品】 品名：やわらかタオル（大きめ） 製造：川本産業	① 那覇 空港ビルディング	6,000枚	・1枚サイズ：約58cm×23cm以上とする。 ・1枚ずつ個包装されているものとする。 ・パラベンフリー、ノンアルコール、無香料であること。	
		② 那覇市 緑化センター	5,500枚		
		③ 避難所	11,000枚		
7	ウェットティッシュ 数量(5,100パック) 【基準物品】 品名：エピスタプロプルやさしいウェットティッシュ ハンディタイプ（ピンク） 10枚入り 製造：有限会社エピスタ	① 那覇 空港ビルディング	1,400 ^パ ック	・ペーパーサイズ200×200mm×10枚入/1パックとする。 ・材質は、レーヨン・ポリエステル不織布とする。 ・ノンアルコール、無香料であること。 ・保存期間がおおよそ5年間あること。	
		② 那覇市 緑化センター	1,500 ^パ ック		
		③ 避難所	2,200 ^パ ック		
8	歯ブラシセット 数量(46,550セット) 【同等物品】 歯ブラシセット オリエンタル刷子(株)	① 那覇 空港ビルディング	12,600セット	・ハブラシと歯みがき粉チューブがセットになっていること。 ・1セットごとに個包装であること。	
		② 那覇市 緑化センター	26,250セット		
		③ 避難所	7,700セット		
9	弾性ストッキング 数量 (1,094足) 【基準物品】 品名：防災用弾性ストッキング E-18 製造：東光株式会社	① 那覇 空港ビルディング	SS	60足	・血栓（血のかたまり）の発生を軽減する効果があること。 ・オーブントゥタイプ（つま先開放型）で、蒸れ・滑りにくい構造になっていること。 ・男女兼用でサイズはSS・S・M・L・LLの5サイズをそれぞれ均等数とする。ただし、那覇市緑化センター分については、SS(158足)・S(158足)・M(160足)・L(160)・LL(158足)とする。 ・一般医療機器であること。 ・使用期限が製造日より5年程度あるものとする。
			S	60足	
			M	60足	
			L	60足	
			LL	60足	
		② 那覇市 緑化センター	SS	158足	
			S	158足	
			M	160足	
			L	160足	
			LL	158足	
10	インバータ カセットガス エンジン発電機一式 数量(11式) 【同等物品】 品名 ①インバータガスエンジン発電機（品番：MGC900GB） ②カセットガスボンベ(マ体 ^マ ンベ ^ン L250g×3本セット) 製造 ①三菱重工メイキエンジン株式会社 ②株式会社ニチネン	① 那覇 空港ビルディング	6式	【セット内容】①発電機1台②ガスボンベ24本を1式セットとする。 ①発電機 ・本体サイズ約W400×D330×H390mm程度、重量約21kg程度であること。 ・交流定格出力0.85kVA（850VA）以上であること。 ・カセットボンベ2本で1時間程度連続運転可能であること。 ・納品後1年以内に、使用者・管理者に起因しない動作不良が発生した場合は、メーカーの保証が受けれること。 ②カセットガス ・カセットボンベ（LPGボタンガス）で1缶当たり250g入りであること。 ・カセットボンベはJIA（一般財団法人日本ガス機器検査協会）認証マークの入ったものであること	
		③ 避難所	5式		

NO	品 目	納入先	数量	規格
11	災害用トイレ 自動ラップ式 トイレ式 数量(52式) 【基準物品】 品名 ①ラップポン・トレッカー WT-4 (品番 WT4SE002JH) ②バッテリー LIB5-DX (品番: BALPL5DXJH) ③専用消耗品セットBタイプ (品番 COSEW505J) ④ラクアーム WR-3 (品番 WR3AR001JH) ⑤多目的プライベートテントST-III 製造 ①～④日本セイフティー株式会社 ⑤船山株式会社	① 那覇 空港ビル ディ ング	2式	【セット内容】 ①自動ラップ式トイレ本体②専用リチウムイオンバッテリー③消耗品50回分セット④手すり⑤トイレ用テント 各1ずつを1式とする。 ①トイレ本体 ・排泄物を自動で熱圧着によりラップし、臭い及び菌を閉じ込める構造とする。 ・電源はAC100、シガーソケットの他、専用バッテリーによって停電時でも場所を選ばず使用できること。 ・寸法: W390×D460×H400mm(使用時)以内、重量は12kg以下とする。 ・耐荷重は約150kg程度あること。 ・手元スイッチ(省電力モード付)により自動でラップを開始し、音声案内により作動状態がわかること。 ・納入より5年間のメーカー保証が付いていること。 ②専用リチウムイオンバッテリー ・充電時間は4時間程度とし、1充電当たり使用回数は約70回(連続使用時)とする。 ・その他: 出力電圧DC12V、LED5段階残量表示、USB出力端子(DC5V Max2000mA) ③消耗品50回分セット ・内容: 専用凝固剤50袋、フィルムロール50回分、ウェットティッシュ1パック(100枚入)とする。 ・使用フィルムは、特殊構造(BOS)で、約4週間程度の臭気漏れ・細菌の遮断効果を確認できる構造であること。 ④手すり ・ラップ式トイレ専用設計された手すり・肘掛・背もたれ機能を持った構造であること。 ⑤トイレ用テント ・使用時サイズ: W1100×D1100×H1860mm以上で、重量は約2.1kg以内とする。 ・遮光コーティング、メッシュ付窓、ペーパーホルダー等のトイレ用テントの機能を備えていること。 ・雨風対策を施し、入口部はバリアフリーであること。 ・屋外での使用も可能であること。 ・ピン、張綱、ハンマー、表示札、ペーパーホルダー、収納袋 が付属していること。
		② 那覇市 緑化セ ンター	6式	
		③ 避難所	44式	
12	災害用トイレ 自動ラップ式トイレ 車イス用一式 数量(26式) 【基準物品】 品名 ①～④については11と同様。 ⑤パーソナルテント Lタイプ (PTAL) 製造 ①～④については11と同様。 ⑤株式会社イーストアイ	① 那覇 空港ビル ディ ング	1式	【セット内容】 ①自動ラップ式トイレ本体②専用リチウムイオンバッテリー③消耗品50回分セット④手すり⑤車イス用テント 各1ずつを1式とする。 ①～④の規格は、上記11と同様。 ⑤車イス用テント ・使用時サイズ: W2600×D1850×H2070程度とする。 ・遮光コーティング、メッシュ付窓、ペーパーホルダー等のトイレ用テントの機能を備えていること。 ・ペグ・ロープ、簡易スチールハンマー、予備ペーパー用ネット、パイプ収納袋、テント地収納袋 が付属していること。
		② 那覇市 緑化セ ンター	3式	
		③ 避難所	22式	
13	非常用多言語拡声装置 数量(9台) 【基準物品】 品名: 非常用多言語拡声装置 MegaSpeak EH-1611M 製造: エジソンハードウェア株式会社	① 那覇 空港ビル ディ ング	3台	・出力: 定格10W・最大20W以上であること。 ・動力は、単2形電池6本とする。 ・約8時間以上作動すること。 ・登録されている定型文は日本語、英語、中国語(北京語)、韓国語の肉声アナウンスであること。 ・登録されている定型文から、常用する10文章以上を任意で選択し、別カテゴリーに登録できる機能が付いていること。 ・タッチパネル部は、市販の軍手や手袋を装着した状態でも操作可能であること。 ・ネットワークや他の機能に接続しないで単独に動作すること。 ・本体の拡声装置に加え、バッテリーアダプター(3個)、肩掛け用ベルト、単2形電池6本が付属していること。 ・納品後1年以内に、使用者・管理者に起因しない動作不良が発生した場合は、メーカーの保証が受られること。
		② 那覇市 緑化セ ンター	6台	

公有水面埋立免許願書に関する意見について

那覇港港湾管理者から、令和元年 7 月 12 日那覇港管理組合諮問第 1 号により諮問を受けた那覇港（新港ふ頭地区）の公有水面埋立について、異存のない旨那覇港港湾管理者に答申したいので、公有水面埋立法第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

（提案理由）

那覇港港湾管理者から公有水面埋立免許願書に関する意見を求められているので、この案を提出する。

公有水面埋立免許願書 那覇港（新港ふ頭地区）概要

1. 出願人の所在及び名称、法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

出願人 住所 沖縄県那覇市通堂町2番1号

名称 那覇港管理組合

代表者 住所 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番1号

氏名 那覇港管理組合管理者 玉城 康裕

2. 埋立区域

(1) 位置

沖縄県那覇市港町4丁目3番6及び3番23の地先公有水面

(2) 面積

19,482.75 平方メートル

3. 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 沖縄県那覇市港町4丁目3番6、2番、3番11及び3番18の地内並びに同町4丁目3番6及び3番23の地先公有水面

(2) 面積 41,114.78 平方メートル

4. 埋立地の用途 ふ頭用地

5. 設計の概要 「公有水面埋立免許願書 那覇港（新港ふ頭地区）」のとおり

6. 埋立てに関する工事の施行に要する期間 1年10月

公有水面埋立承認願書に関する意見について

那覇港港湾管理者から、令和元年 7 月 12 日那覇港管理組合諮問第 2 号により諮問を受けた那覇港（新港ふ頭地区）の公有水面埋立について、異存のない旨那覇港港湾管理者に答申したいので、公有水面埋立法第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

（提案理由）

那覇港港湾管理者から公有水面埋立承認願書に関する意見を求められているので、この案を提出する。

公有水面埋立承認願書 那覇港（新港ふ頭地区）概要

1. 出願人の所在及び名称、法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

出願人 所在地 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号
名 称 内閣府沖縄総合事務局
代表者 住 所 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号
氏 名 内閣府沖縄総合事務局長 能登 靖

2. 埋立区域

- (1) 位置 沖縄県那覇市港町 4 丁目 3 番 22、3 番 23 及び 3 番 6 の地先公有水面
- (2) 面積 15,839.00 平方メートル

3. 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 沖縄県那覇市港町 4 丁目 3 番 22、3 番 23 及び 3 番 6 の地先公有水面
- (2) 面積 184,150.00 平方メートル

4. 埋立地の用途 ふ頭用地

5. 設計の概要 「公有水面埋立承認願書 那覇港（新港ふ頭地区）」のとおり

6. 埋立てに関する工事の施行に要する期間 2 年 4 月

工事請負契約について
(若狭市営住宅 4 号棟耐震改修工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 契約の目的 若狭市営住宅 4 号棟耐震改修工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 153,615,000 円
- 4 契約の相手方

受注者 所在地 沖縄県那覇市字宇栄原 458 番地 1
商 号 株式会社 平川建設
代表者 代表取締役 平川 公市

(提案理由)

「若狭市営住宅 4 号棟耐震改修工事」を施工するため、この案を提出する。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

別紙の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和元年9月2日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(諮問理由)

別紙の者は、人権擁護委員候補者として適任と思料されるので、諮問する。

別 紙

1

[Redacted]

く ば けいいち
久場 景一

[Redacted]

〈再推薦〉

2

[Redacted]

な か そ ね た だ ま さ
仲宗根 忠真

[Redacted]

〈再推薦〉

地方独立行政法人那覇市立病院の平成 30 事業年度業務実績に対する評価結果及び第 3 期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に対する評価結果の報告について

地方独立行政法人法第 28 条第 1 項第 2 号の規定により、地方独立行政法人那覇市立病院の平成 30 事業年度業務実績に対する評価及び第 3 期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に対する評価を行ったことから、その結果について、同条第 5 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

地方独立行政法人那覇市立病院

第3期中期目標期間の業務実績に関する見込評価結果

第3期（平成28年4月1日～令和2年3月31日）

令和元年8月

那 覇 市 長

1. 見込評価

全体として、中期目標・中期計画を順調に達成する見込みである。

中期計画第1から第3の各事項については次のとおり

第1 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	事業年度評価結果			
	H28	H29	H30	R1 (H31)
	A	A	A	-
見込評価の理由	市立病院としての役割の発揮として、救急医療体制及び小児・周産期医療の充実が順調に図られており、診療機能の充実としては、専門医の確保及び医療チーム全体の技術向上により高い水準の実績から高度医療の充実が十分に図られていることから高く評価できる。また、がん医療体制の強化としては、地域がん診療連携拠点病院としての機能充実を図り、地域医療機関との連携推進・強化や医療安全対策の徹底についても順調に図られていることから、中期目標の達成に向けて計画通り進んでいる。			

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項	事業年度評価結果			
	H28	H29	H30	R1 (H31)
	C	A	A	-
見込評価の理由	研修及び先進施設の視察派遣等により、人材育成の強化が順調に図られており、学会参加や発表の推進、専門資格取得の支援から、スタッフの専門性が向上されていることを評価できる。予算執行の弾力化と費用節減においても、適切に取り組まれており、中期目標の達成に向けて計画通り進んでいる。			

第3 財務内容の改善に関する事項	事業年度評価結果			
	H28	H29	H30	R1 (H31)
	C	A	S	-
見込評価の理由	診療報酬の改定や患者動向などに適切な対応を行い、経営機能の強化が図られており、平成28年度より取り組みられている収支改善計画が実り、2期連続の黒字となっている。平成30年度には計画の一環として、入退院支援センターが設置され、収支改善を大きく飛躍させた新たな取り組みであることから高く評価できる。また、経常収支比率や医療収支比率についても数値目標を高い水準で達成している。財務内容の改善に関しては、中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。			

3. 評価委員会による見込評価に対する意見（地方独立行政法人法第28条第4項関係）

全体として、中期目標・中期計画を順調に達成する見込みである。

中期計画第1から第3の各事項に対する意見は次のとおり

第1 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

那覇市立病院の使命である安心・安全な医療を提供するために、救急医療体制の充実・強化、小児・周産期医療の充実、災害医療への取り組みにおいて、その役割として高い実績を上げている。また、診療機能の充実としては、がん医療体制の強化、地域医療機関との連携推進・強化において、高い実績をあげ、高度医療の充実、市の施策との連携等における在宅医療への支援及び在宅医療との連携強化では特に高い実績を上げたことを高く評価する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

業務運営の改善及び効率化に関して、事務スタッフの専門性の向上は、人材育成の強化が進められた成果であることを高く評価する。

第3 財務内容の改善に関する事項

継続的な収支改善への取り組みの結果、平成29年度と平成30年度の2期連続の黒字は大いに評価できる。特に、診療報酬改定や患者動向などの情報を迅速に収集・分析し、必要に応じた対応策の立案、的確な対応を行い、経常収支比率及び医業収支比率では前年度に引き続き高い数値を出していることを高く評価する。

4. 評価委員会による業務継続又は組織存続に対する意見（地方独立行政法人法第30条第2項関係）

地域医療の確保や医療の質向上、自律的な経営に努めており、高いレベルで両立させていることを高く評価し、今後も地方独立行政法人として存続させるとともに、公的病院として業務継続させることが望ましい。

第1 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置		事業年度評価結果			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年
		A	A	A	—
中期目標	中期計画	[実績]			
第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する ためとるべき措置				
1 市立病院としての役割の発揮	1 診療機能の充実				
(1) 救急医療体制の充実・強化 地域医療に貢献するため、365 日 24 時間救急医療体制の維持・充実に 関すること。また、救急搬送の受け入 れをスムーズに行えるよう消防や関 係機関と連携を強化すること。	(1) 救急医療体制の充実・強化 ①救急医療の充実・強化 ア 地域の医療機関等と連携して、365 日 24 時間救急医療体制の維持・充 実を図る。 イ 消防や関係機関との連携を密に して「たらい回しのない救急医 療」に貢献する。				
(2) 小児・周産期医療の充実 地域医療機関との連携に基づき小 児・周産期医療を担うとともに、安 心して子どもを生み、かつ、育てら れるよう医療の提供を確保するこ と。	(2) 同左				
(3) 災害医療及び感染症医療その他の	(3) 災害医療及び感染症医療その他の緊急				

- 救急医療体制の維持・充実
 - ・365 日 24 時間救急医療体制を維持した。【H28～】
 - ・平成 28 年 8 月より 2 階北病棟に急病からの入院専用病床 10 床を確保し、入院を要する患者を速やかに入院させる体制を整備した。【H28～】
 - ・救急隊への病院選定の基準策定、周知や選定に関する個々の事例検討に当院医師も参加している南部地区 MC 協議会で行われている。消防や関係機関との連携を密にして「たらい回しのない救急医療」に貢献した。【H28～】

急病センター患者数

区 分	28 年度	29 年度	30 年度
急病センター受診患者数	43, 020 人	42, 640 人	38, 333 人
うち入院患者数	4, 338 人	4, 989 人	5, 171 人
うち救急車受入数	4, 650 人	4, 954 人	4, 573 人
救急車の受入率	95. 1%	94. 7%	93. 6%

- 小児・周産期医療の充実
 - ・当院の小児科医師を主体とし、近隣の小児科開業医、琉球大学小児科の応援をうけ、365 日 24 時間体制で救急患者を受け入れた。小児科医が常駐することで、小児救急医療に貢献することが出来た。【H28～】
- 災害医療及び感染症医療その他の緊急時における医療支援・協力

緊急時における医療支援・協力 災害時における病院機能を維持し、緊急時に対応し得る医療のリーダーとして迅速かつ適切な初動対応に備えるための体制づくりや訓練を行うこと。 災害時やその他の緊急時において医療拠点としての役割を担うとともに、那覇市の地域防災計画、新型インフルエンザ等の健康危機管理対策に適切に対応すること。 また、那覇市保健所と連携し、感染症対策など、他の自治体等において大規模災害が発生した場合は、災害派遣医療チームを派遣するなど、医療支援活動の支援に努める。	時における医療支援・協力 災害時には、医療拠点としての役割を担うとともに、那覇市の地域防災計画や新型インフルエンザ等の健康危機管理対策に適切に対応する。 また、那覇市保健所と連携し、感染症対策などに協力する。そのために普段から災害派遣医療チーム（DMAT）を組織し、訓練、研修会等へ積極的に参加する。 さらに他の自治体等において大規模災害が発生した場合は、災害派遣医療チームを派遣するなど、医療支援活動の支援に努める。	- DMAT を組織し、訓練、研修会等へ積極的に参加した。【H28～】 - 平成 28 年（2016 年）熊本地震発生に伴い、被災地へ DMAT を派遣した。【H28】 - 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する指定地方公共機関としての業務計画を平成 28 年 12 月に作成した。【H28】 - 大規模地震災害等が発生した際に、医療提供機能を維持できるよう、事業継続計画（以下、BCP という。）導入に取り組み、BCP を平成 31 年 3 月に策定した。【H30】
2 診療機能の充実 (1) 高度医療の充実 ① 高度医療の充実 地域の中核的急性期病院として、優秀な医療スタッフの確保に努めるとともに、がん治療やその他の高度医療を充実するため、医師等の増員とスキルアップを図る。 ② 医療機器等の計画的な更新・整備 中期計画の期間における資金計画を策定し、計画的に次の医療機器等の更新・整備を進める。 ア CT イ MRI ウ 放射線治療装置	2 診療機能の充実 (1) 高度医療の充実 ① 高度医療の充実 地域の中核的急性期病院として、優秀な医療スタッフの確保に努めるとともに、がん治療やその他の高度医療を充実するため、医師等の増員とスキルアップを図る。 ② 医療機器等の計画的な更新・整備 中期計画の期間における資金計画を策定し、計画的に次の医療機器等の更新・整備を進める。 ア CT イ MRI ウ 放射線治療装置	- 高度医療の充実 - 脳神経外科医を増員し脳血管造影、血管内治療等の高度医療の充実を図った。【H29～】 - 高度医療の充実を図るため、医師看護士の確保を継続した。【H28～】 - 腹腔鏡下手術および内視鏡手術について専門医育成。腹腔鏡下・胸腔鏡下手術の充実につながった。【H28～】 - 医療機器等の計画的な更新・整備 - CT 検査装置を更新した。【H29】 - 集中分娩監視管理システムを更新した。【H29】 - 物流管理システム更新を実施した。【H29】 - MRI 検査装置を更新した。【H30】

(2)がん医療体制の強化 地域がん診療連携拠点病院として、がん医療の水準向上に努め、患者や家族からの相談支援の充実を図るとともに、地域住民にがんに関する情報を提供し、その普及・啓発に努め、がん診療体制の強化を図ること。	(2)がん医療体制の強化 ①地域がん診療連携拠点病院としての機能の充実 ア 沖縄県がん診療連携拠点病院との連携を強化し、がん診療連携パスの利用を促進する。 イ がん医療の水準向上のため、がん診療に従事する医師等に対する研修会を開催する。 ウ 全国がん登録を推進する。 エ 他の医療機関と連携し、緩和ケアの充実を図る。	●がん診療連携パスの利用促進 ・5大がん地域連携パスの適用件数は、平成28年度～平成30年度で計118件であった。 ●がん診療従事者に対する研修会の開催。 ・平成28年度～平成30年度で計36件開催した。 ●全国がん登録の推進 ・平成28年が930件、平成29年が923件、平成30年が984件であった。 ●がん患者の就労支援等 ・平成29年10月に沖縄県産業保健総合支援センターと協定を締結し、「両立支援出張相談窓口」を開設。社会保険労務士による就労支援相談を定期的(毎月第3水曜日)に開催している。	●がんに関する情報の普及・啓発 ・地域住民に対し、がんフォーラム、講演会、乳がん塾等を継続的に開催した。【H28～】 ●H28年からH30年まで地域医療支援病院運営委員会を定例会として年2回開催した。 ●H28年からH30年まで地域連携交流会を年に1回開催した。 H28年からH30年まで登録医総会を年に1回開催した。
(3)地域連携の推進・強化 地域医療支援病院として地域で完結する切れ目のない医療を提供するため、地域の医療機関との更なる連携を推進・強化すること。	②がんに関する情報の市民への普及・啓発 地域住民に対し、がんフォーラム等の講演会を継続して開催する。 (3)地域連携の連携推進・強化 地域医療支援病院として地域で完結する切れ目のない医療を提供するため、次のように地域の医療機関との連携を強化する。 ①地域医療支援病院運営委員会を定期的に開催する。 ②地域連携交流会と登録医総会を年1回開催する。	●がんに関する情報の普及・啓発 ・地域住民に対し、がんフォーラム、講演会、乳がん塾等を継続的に開催した。【H28～】 ●H28年からH30年まで地域医療支援病院運営委員会を定例会として年2回開催した。 ●H28年からH30年まで地域連携交流会を年に1回開催した。 H28年からH30年まで登録医総会を年に1回開催した。	●がんに関する情報の普及・啓発 ・地域住民に対し、がんフォーラム、講演会、乳がん塾等を継続的に開催した。【H28～】 ●H28年からH30年まで地域医療支援病院運営委員会を定例会として年2回開催した。 ●H28年からH30年まで地域連携交流会を年に1回開催した。 H28年からH30年まで登録医総会を年に1回開催した。

	●紹介率等 <table><tr><th>区 分</th><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th></tr><tr><td>紹介率</td><td>75. 2%</td><td>75. 4%</td><td>73. 6%</td></tr><tr><td>逆紹介率</td><td>70. 1%</td><td>80. 9%</td><td>83. 4%</td></tr><tr><td>開放病床利用率</td><td>155. 3%</td><td>142. 0%</td><td>139. 4%</td></tr></table> ●地域連携パスの利用促進 地域連携パスの利用実績 <table><tr><th>実績</th><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th></tr><tr><td>大腿骨頸部骨折パス</td><td>104 件</td><td>128 件</td><td>219 件</td></tr><tr><td>脳卒中パス</td><td>262 件</td><td>260 件</td><td>266 件</td></tr></table> ●健診センターでの人間ドック等の実績 <table><tr><th>項 目</th><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th></tr><tr><td>特定健診件数</td><td>2, 761 件</td><td>2, 575 件</td><td>2, 786 件</td></tr><tr><td>特定保健指導件数</td><td>372 件</td><td>402 件</td><td>502 件</td></tr><tr><td>がん検診件数</td><td>770 件</td><td>681 件</td><td>686 件</td></tr><tr><td>人間ドック件数</td><td>4, 396 件</td><td>4, 693 件</td><td>4, 807 件</td></tr><tr><td>健康診断件数</td><td>3, 202 件</td><td>3, 343 件</td><td>3, 729 件</td></tr></table> ・特定保健指導を継続した。 ・センターにおいて、当院の医師、認定看護師、理学療法士、管理栄養士等を講師とし健診受診者向けミニ講座を開催した。 ・保健所へ感染症発生報告を定期的に行った。 ・慢性腎臓病に対する情報提供について、CKD 講演会へ当院医師を講師として派遣した。 ・CKD に対するフォローアップ、教育入院を推進した。	区 分	28 年度	29 年度	30 年度	紹介率	75. 2%	75. 4%	73. 6%	逆紹介率	70. 1%	80. 9%	83. 4%	開放病床利用率	155. 3%	142. 0%	139. 4%	実績	28 年度	29 年度	30 年度	大腿骨頸部骨折パス	104 件	128 件	219 件	脳卒中パス	262 件	260 件	266 件	項 目	28 年度	29 年度	30 年度	特定健診件数	2, 761 件	2, 575 件	2, 786 件	特定保健指導件数	372 件	402 件	502 件	がん検診件数	770 件	681 件	686 件	人間ドック件数	4, 396 件	4, 693 件	4, 807 件	健康診断件数	3, 202 件	3, 343 件	3, 729 件
区 分	28 年度	29 年度	30 年度																																																		
紹介率	75. 2%	75. 4%	73. 6%																																																		
逆紹介率	70. 1%	80. 9%	83. 4%																																																		
開放病床利用率	155. 3%	142. 0%	139. 4%																																																		
実績	28 年度	29 年度	30 年度																																																		
大腿骨頸部骨折パス	104 件	128 件	219 件																																																		
脳卒中パス	262 件	260 件	266 件																																																		
項 目	28 年度	29 年度	30 年度																																																		
特定健診件数	2, 761 件	2, 575 件	2, 786 件																																																		
特定保健指導件数	372 件	402 件	502 件																																																		
がん検診件数	770 件	681 件	686 件																																																		
人間ドック件数	4, 396 件	4, 693 件	4, 807 件																																																		
健康診断件数	3, 202 件	3, 343 件	3, 729 件																																																		
③地域医療支援病院として地域完結型医療を目指し、地域での役割分担、機能分化をより一層推進する。	(4)市の医療施策との連携等 ①保健・福祉行政との連携 市民の健康増進を図るため、市等の関係機関と連携・協力して特定健診等の各種健診を実施する。 また、近年増加の一途を辿っている慢性腎臓病（CKD）の早期発見、血液人工透析への移行を防止する対策として、患者・市民・社会・医療従事者への情報提供を積極的に行う。																																																				
(4)市の施策との連携等 ①保健・福祉行政との連携 市民の健康増進を図るため、市や関係機関と連携・協力して特定健診等の各種健康診断を実施し、疾病予防対策等に協力すること。																																																					

②在宅医療への支援及び在宅医療との連携強化 本市において構築を予定している地域包括ケアシステムに、市立病院の機能に応じて協力すること	②在宅医療への支援及び在宅医療との連携強化 那覇市が構築予定の地域包括ケアシステムに、市立病院の機能に応じて協力する。 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、介護施設、ケアマネジャー、社会福祉士等を支援し、連携を強化する。入院患者がスムーズに在宅医療へ移行できるよう退院支援の強化、適切な情報提供、急変時の受入体制の強化等を行い那覇市の地域包括ケアシステムに協力する。	●在宅医療への支援及び在宅医療との連携強化 ・退院調整実施件数増加に向け、年度目標を掲げ取り組んだ。 ・地域包括ケアシステムに関連し、第7次なは高齢者プラン策定に参画した。【H29】
③市民への情報の提供・発信 市民に対してホームページやマスコミ等を活用した医療情報の提供など、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進するとともに、病院の診療機能・運営状況の発信の充実に努めること。	③市民への情報の提供・発信 ア 市民に対してホームページやマスコミ等を活用し、医療情報を提供する。 イ 医療講演会を開催する。	●ホームページ等を活用した医療情報提供 ・広報誌の発行は年4回。 ・病院ホームページにて、診療データの公表や、地域住民のための講演会や研修会等の案内、その他お知らせなど掲載。 ●医療講演会の開催 ・地域住民への情報提供の一環として、講師に認定看護師、医師を配し、公開講座（出前講座）を開催した。【H28～】

(5) 専門性及び医療技術の向上 医療スタッフの研修等を充実し、専門性及び医療技術の向上を図ること。	(5) 専門性及び医療技術の向上 ①琉球大学と連携して、初期臨床研修医及び後期研修医の教育研修の充実に努め、また、初期臨床研修医、後期研修医に対し、県内外の先進的な医療機関への派遣研修を実施する。	●琉球大学と連携した教育研修の充実 ・初期研修医、後期研修医へ派遣研修を実施した。【H28～】 <table><tr><th>派遣研修先</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th></tr><tr><td>県内</td><td>初期 10名 後期 2名</td><td>初期 9名 後期 2名</td><td>初期 5名 後期 2名</td></tr><tr><td>県外</td><td>初期 3名 後期 0名</td><td>初期 4名 後期 0名</td><td>初期 3名 後期 0名</td></tr></table> ・琉球大学医学部の臨床実習生 69 名を受け入れた。【H28～30】 <table><tr><th></th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th></tr><tr><td>臨床実習生受入人数</td><td>21名</td><td>20名</td><td>28名</td></tr></table> ●学会参加、論文発表の推進 平成 28 年(179 名)、平成 29 年(159 名)、平成 30 年(139 名)が学会へ参加 計 477 名 ●看護職への資格取得および研修の推進 平成 28 年 (資格取得) 1 種 計 2 名 教育課程修了 2 名 平成 29 年 (資格取得) 5 種 計 6 名 平成 30 年 (資格取得) 3 種 計 3 名 ●コメディカルへの資格取得および研修の推進 平成 28 年 (資格取得) 9 種 計 9 名 (研修) 146 種 1, 049 名 平成 29 年 (資格取得) 6 種 計 7 名 (研修) 200 種 1, 095 名 平成 30 年 (資格取得) 3 種 計 4 名 (研修) 112 種 295 名	派遣研修先	28年度	29年度	30年度	県内	初期 10名 後期 2名	初期 9名 後期 2名	初期 5名 後期 2名	県外	初期 3名 後期 0名	初期 4名 後期 0名	初期 3名 後期 0名		28年度	29年度	30年度	臨床実習生受入人数	21名	20名	28名
派遣研修先	28年度	29年度	30年度																			
県内	初期 10名 後期 2名	初期 9名 後期 2名	初期 5名 後期 2名																			
県外	初期 3名 後期 0名	初期 4名 後期 0名	初期 3名 後期 0名																			
	28年度	29年度	30年度																			
臨床実習生受入人数	21名	20名	28名																			

(6)安心・安全で質の高い医療の提供 ①医療安全対策の徹底 安心・安全で良質な医療を提供するため、院内の感染症対策及び医療事故防止対策を徹底し、医療安全の確保を図ること。	(6)安心・安全で質の高い医療の提供 ①医療安全対策の徹底 安心・安全で良質な医療を提供するため、院内感染症対策及び医療事故防止対策を徹底する。	●医療安全対策の徹底 ・ 感染防止対策委員会の開催については毎月実施しており、下部組織である ICT・リンクナース合同会議も同様に実施している。過去3年間、手指衛生の遵守率向上に取り組み、遵守率は 40%へと若干上昇したが、3 年目の昨年の遵守率は大きな上昇がなく、継続した手指衛生順守に向けた対策の継続が必要と考える。他施設との連携では、感染防止対策加算の連携施設を3 施設へ増やし、合同カンファレンスも施設基準の4 回/年をクリアして、相互の感染対策の向上につながった。【H28～】 ・ 医療安全対策委員会は毎月開催し、当院でのインシデント・アクシデントの内容などを精査した。【H28～】 ●セカンドオピニオン体制の維持 ・ ホームページや電話等でセカンドオピニオンについて情報を提供し、希望者には窓口で相談、紹介を行った。 ●EBM の推進 ・ 診療ガイドライン等を参考にクリニカルパスを作成した。 <table><caption>年度別クリニカルパス運用実績</caption><tr><th>区 分</th><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th></tr><tr><td>クリニカルパス適用患者数</td><td>3, 874 人</td><td>3, 658 人</td><td>4, 409 人</td></tr><tr><td>クリニカルパス種類数</td><td>143</td><td>148</td><td>212</td></tr></table>	区 分	28 年度	29 年度	30 年度	クリニカルパス適用患者数	3, 874 人	3, 658 人	4, 409 人	クリニカルパス種類数	143	148	212
区 分	28 年度	29 年度	30 年度											
クリニカルパス適用患者数	3, 874 人	3, 658 人	4, 409 人											
クリニカルパス種類数	143	148	212											
(6)安心・安全で質の高い医療の提供 ②患者中心の医療の実践 患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるようにすること。	②患者中心の医療の実践 患者の信頼と納得に基づいた医療を実践する。セカンドオピニオン体制の維持													
(6)安心・安全で質の高い医療の提供 ③科学的な根拠に基づく医療の推進 質の高い医療を提供するため、科学的な根拠に基づく医療（EBM）を推進すること。	③「科学的根拠に基づく医療（EBM）」及び「医療の標準化と最適な医療」の提供 科学的根拠に基づく医療（EBM）と最適な医療を同時に提供できるよう、診療ガイドライン等を参考にしたり、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表の作成し、活用を図る。													
(6)安心・安全で質の高い医療の提供 ④医療の標準化と最適な医療の提供 効果的な医療を提供できるよう、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表のこと。）の活用を図ること。														
(6)法令・行動規範の順守（コンプライアンス） 市民から信頼される病院となるため、医療法や個人情報保護、情報公開などの法令等を遵守すること。	④法令・行動規範の順守（コンプライアンス） 医療法や個人情報保護、情報公開などの法令等を順守するため、研修会を実施する。	●コンプライアンスの順守 ・ 全職員を対象に医療法や個人情報保護をテーマに外部講師を招き院内研修会を実施した。												

⑤病院機能評価の更新 平成 30 年度に病院機能評価の更新を受審し、医療機能の一層の充実・向上を目指す。	●病院機能評価の更新 - 平成 30 年度に病院機能評価を受審し、更新の認定を受けた。機能種別版評価項目 3rdG : Ver.2.0 において、当院が県内初一般病院 2 の区分に認定された。【H30】 ●診療待ち時間の改善 - 外来診療体制の変更を行い、午後の診察と一部外来での受付を予約再診と紹介状持参の患者のみとした。また「かかり付け医の推進」や診療報酬改定に伴う「初診時・再診時選定療養費の引き上げ」などの措置を行い、地域連携室を中心に、地域医療における機能分担の推進とともに外来待ち時間の短縮に努めた。【H28～】 - 麻酔科医師の協力による早期手術の円滑化、手術室での患者入替え時間短縮が可能となった。【H28～】 - CT 検査、MRI 検査、血管造影検査・治療は装置各 2 台を保有。通常検査業務の時間短縮に努めるとともに緊急時検査にも対応可能した。【H28～】	●患者・来院者のアメニティの向上 主な取り組み 平成 28 年度 ①1 階トイレを和式から洋式へ改修した。 ②特別室の浴室・トイレをバリアフリーに改修した。 平成 29 年度 ①外壁回りの点検及び修繕を行った。 ②北館エレベーターの改修工事を行った。 ③個別での温度管理ができない空調設備をビルマルチタイプ(個別調整が可能なタイプ)の空調へ取り替えを行った。 平成 30 年度 ①入退院支援センターを整備 ②空調機更新工事を行った。 ●院内緑化の推進。 - 屋上庭園や外来駐車場に、季節に応じた草花の植替えを実施。園芸ボランティアによる毎日の水遣りを行い、緑化推進を継続した。
3 患者サービスの向上 (1) 診療待ち時間の改善等 患者サービス向上の観点から、待ち時間対策などに取り組むこと。	3 患者サービスの向上 (1) 診療待ち時間の改善等 地域医療機関との役割分担など地域連携を推進し、待ち時間短縮に努める。	(2) 患者・来院者のアメニティの向上 ①患者・来院者に、より快適な環境を提供するため、施設の改修・補修等を実施する。 ②患者・家族等に憩いの場を提供するため、院内緑化を推進する。
3 患者サービスの向上 (1) 診療待ち時間の改善等 患者サービス向上の観点から、待ち時間対策などに取り組むこと。	(2) 患者・来院者のアメニティの向上 患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、施設の改修・補修を実施するとともに、プライバシーの確保に配慮した院内環境の整備に努めること。	

③患者のプライバシー確保に配慮した院内環境整備に努める。 ④患者・家族等の健康に配慮し、敷地内禁煙を継続する。	③患者のプライバシー確保に配慮し、敷地内禁煙を継続する。 ④患者・家族等の健康に配慮し、敷地内禁煙を継続する。	●プライバシーに配慮した院内環境整備 主な取り組み ・平成 30 年プライバシー確保の為、4 階西病棟の個室出入口からベッ ド間へカーテンを設置した。 ●敷地内禁煙の継続 ・環境整備委員会を中心に敷地内禁煙を継続して行い、警備員による敷地内喫煙の見回りも引き続き実施した。 ●受診者の利便性の向上 ・通訳クラウドサービスを急病センターと総合案内で使用中であったが、外来診察室や病室での利用要望が多く、平成 29 年 12 月から Wi-Fi が全病棟、全外来で使えるよう整備した。iPad も 2 台増設して 4 台体制となった。 ●ボランティアとの協働 ・音楽ボランティア、園芸ボランティア、看護部ボランティア（施設美化、絵本読み聞かせ、衛生材料製作）の受け入れを行った。 ●職員の接遇向上 ・新入職員オリエンテーションにおいて接遇研修を実施。看護部内では経験年数に応じた接遇研修を実施した。【H28～】 ・全職員対象を対象に外部講師を招き研修を行った。
(3) 受診者の利便性向上 受診者の利便性の向上に取り組むこと。 (4) ボランティアとの協働によるサービス向上 ボランティア活動がしやすい環境をつくり、ボランティアとの協働を推進すること。 (5) 職員の接遇向上 患者や来院者を選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、職員の接遇向上に努めること。	(3) 受診者の利便性の向上 引き続き受診者の利便性の向上に取り組む。 (4) ボランティアとの協働によるサービス向上 ボランティアが活動しやすい環境をつくり、ボランティアとの協働を推進する。 また、意見交換を積極的に行い、ボランティア活動の拡大に努める。 (5) 職員の接遇向上 患者や来院者を選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、全職員が参加する接遇研修等により、職員の接遇向上に努める。	③患者のプライバシー確保に配慮した院内環境整備に努める。 ④患者・家族等の健康に配慮し、敷地内禁煙を継続する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		事業年度評価結果			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年
中期目標		C	A	A	—
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	[実績] ●各年度の研修実績 平成28年度74回 平成29年度94回 平成30年度80回 ・主な取り組み 平成28年度 全日本病院協会DPC分析事業、医療経営人材育成プログラムスタートアップ・ワークショップ、医療福祉連携フォーラム、医療経営人材育成プログラムファイナル・ワークショップ、医療対話推進者養成セミナー受講、QCサークル入門コース研修受講など 平成29年度 医療情報学連合大会、病院経営戦略セミナー、院内がん登録実務中級認定者研修受講、病院事務職員スキルアップセミナーなど 平成30年度 病院機能評価の受審準備に向けての講習、原価計算勉強会、全国自治体病院協議会九州地方会議、経営スタッフ育成カリキュラム等に参加。先進施設への視察派遣等は、県立新八重山病院、りんくう総合医療センター、和泉市役所、奈良県総合医療センター等を視察。			
1 事務スタッフの専門性の向上 事務部門においては、病院経営の専門的知識等に優れた人材を育成し、組織として経営の専門性を高める。また急激な医療環境の変化に対応できるよう病院改革に強い意識と知識を持ち、経営感覚に富む人材の配置を外部人材の登用含めて計画的に検討する。 (1) 研修及び先進施設の視察派遣等による人材育成を強化する。	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事務スタッフの専門性の向上 事務部門においては、病院経営の専門的知識等に優れた人材を育成し、組織として経営の専門性を高める。また急激な医療環境の変化に対応できるよう病院改革に強い意識と知識を持ち、経営感覚に富む人材の配置を外部人材の登用含めて計画的に検討する。 (1) 研修及び先進施設の視察派遣等による人材育成を強化する。				

	(2)学会参加、論文発表を推進し、専門資格取得を支援する。													
2	予算執行の弾力化と費用節減 法人の会計制度を活用した弾力的な予算執行を行い、効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、費用の節減等を図ること。													
2	予算執行の弾力化と費用節減 (1)法人の会計制度を活用した弾力的な予算執行を行い効率的・効果的な事業運営に努める。 (2)適正な後発医薬品の採用促進により患者の負担軽減と法人の費用節減に努める。 (3)薬品、診療材料等の購入価格の低減及び適正な在庫管理を行い、費用節減に努める。 (4)その他費用の適正化に努める。	● 主な取り組み ・医療の安全・質を確保することを基本に機器の必要度、優先度を精査し購入することとした。予定機器以外（修理不能など）の機器購入に備え価格交渉を徹底的に行った。												
		● 予算執行の弾力化と費用節減 ・事務局各部署にて引き続き複数年契約および契約時期を検計、弾力的かつ効率的な予算執行を図り、契約回数の減少に伴う業務の軽減、契約時期の分散など業務の平準化を継続した。 ● 適正な後発医薬品の採用促進 ・毎年度目標を設定し、後発医薬品の使用率を促進した。また採用医薬品を見直し後発医薬品への入れ替えを促進、薬品購入額の軽減に努めた。 ・後発医薬品使用率の目標と実績 <table><tr><th>区 分</th><th>28 年度 (数量)</th><th>29 年度 (数量)</th><th>30 年度 (数量)</th></tr><tr><td>使用率目標値</td><td>70%</td><td>70%</td><td>85%</td></tr><tr><td>使用率実績値</td><td>91.6%</td><td>92.0%</td><td>93.2%</td></tr></table> ・薬品や診療材料について、価格交渉による大幅な削減を図った。また保険材料、非保険材料についても業者等との価格交渉、複数メーカー間での価格競合などを行った。在庫管理についても毎月1回各部署へ在庫データを提供し、費用節減に努めた。	区 分	28 年度 (数量)	29 年度 (数量)	30 年度 (数量)	使用率目標値	70%	70%	85%	使用率実績値	91.6%	92.0%	93.2%
区 分	28 年度 (数量)	29 年度 (数量)	30 年度 (数量)											
使用率目標値	70%	70%	85%											
使用率実績値	91.6%	92.0%	93.2%											

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		事業年度評価結果			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年
中期目標		C	A	S	—
1 経営機能の強化 診療報酬の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、対応策を立案し、的確な対応を行うこと。また、経常収支比率と医業収支比率について数値目標を設定し、経営の効率化を図ること。	1 経営機能の強化 ①診療報酬の改定や患者の動向などの情報を迅速に収集・分析し、必要に応じて対応策を立案、的確な対応を行う。	[実績] 入院診療単価と外来診療単価は診療報酬制度に適切に対応した結果、目標値を上回ることが出来た。			
		指標名	28年度実績	29年度実績	30年度実績
		入院診療単価	57,388円	59,446円	61,266円
		外来診療単価	16,646円	18,146円	18,779円
2 収益的収支の向上 病床利用率の向上や適正な診療収入の確保に努め、収益確保を図ること。	2 収益的収支の向上 病床利用率の向上や適正な診療報酬の確保に努め、引き続き収益を確保する。 (1) 救急指定病院として空床を確保するなど、適切な病床稼働率を維持する。	経営収支比率・医業収支比率目標値 経営収支比率・医業収支比率実績			
		指標名	28年度目標値	29年度目標値	30年度目標値
		経常収支比率(%)	98.4%	100.1%	100.1%
		医業収支比率(%)	95.7%	96.9%	96.8%
2 収益的収支の向上 病床利用率の向上や適正な診療収入の確保に努め、収益確保を図ること。	2 収益的収支の向上 病床利用率の向上や適正な診療報酬の確保に努め、引き続き収益を確保する。 (1) 救急指定病院として空床を確保するなど、適切な病床稼働率を維持する。	経営収支比率・医業収支比率実績 経営収支比率・医業収支比率実績			
		指標名	28年度実績	29年度実績	30年度実績
		経常収支比率(%)	100.1%	101.5%	104.4%
		医業収支比率(%)	98.9%	100.3%	103.3%
		指標名 病床稼働率			
		28年度実績	29年度実績	30年度実績	30年度実績
		89.9%	89.1%	94.2%	94.2%
		●病床稼働率の維持 ・各年度の病床稼働率は上表のとおりであった。病床の確保は適切に実施できた。また、休日・夜間の入院病床確保について、急病センターからスムーズに入院病棟へ患者を受け入れる体制を維持できた。 ・入院支援センターを整備し、病床稼働率向上に取り組んだ。【H30】			

(2) DPC/PDPS の機能評価係数の内容を検討し係数を高めるための対策を行う。	● 重症度の高い患者と幅広い症例の受入、精緻で適切な DPC コーディングや効率的な入院医療が評価されたことにより機能評価係数Ⅱについては、平成 28 年度 0.0673、平成 29 年度 0.0689、平成 30 年度は 0.1041 となった。 ● 診療報酬の請求漏れや減点防止 ● 診療情報管理士による DPC に係る情報関連のチェックと関連職員への教育。 ● 査定減の内容分析とその対応のため、内容分析保険診療委員会を毎月開催 ● 診療データ入力確認時に内容不一致の場合のデータ訂正 ● 診療報酬明細書の 2 重または 3 重チェックのための職員配置 ● コーディング委員会の開催 ● 入院業務を職員に変更 ● 医師および看護師への診療報酬に関する勉強会の実施 ● 未収金の未然防止対策と早期回収 ● 未収金台帳の作成・管理、電話督促、督促状の発送、訪問徴収、支払相談等の実施。入院予定患者の保険証、前回未収の有無の確認。 ● 各種公費、高額貸付制度、出産育児一時金受取代理制度の利用促進。 ● メディカルソーシャルワーカーの紹介 ● クレジットカードや銀聯カード払いへの対応継続
---	--

地方独立行政法人那覇市立病院

平成30事業年度業務実績評価書

令和元年8月

那 覇 市 長

那覇市立病院の概要

1. 現況

①法人名

地方独立行政法人那覇市立病院

②本部の所在地

沖縄県那覇市古島2丁目31番地1

③役員の状況

(平成30年4月1日現在)

役職名	氏名	備考
理事	屋良 朝雄	院長
理事	大城 健誠	副院長
理事	外間 浩	副院長
理事	新垣 均	副院長
理事	藤本 みゆき	副院長
監事	当山 尚幸	弁護士
監事	城間 貞	公認会計士

④設置・運営する病院

別表のとおり

⑤職員数 (平成30年4月1日現在)

1,110人 (理事長1人 正職員777人 フルタイム職員251人 パートタイム職員81人)

2. 那覇市立病院の基本的な目標等

那覇市立病院は本市及び地域の中核的急性期病院として、救急医療等の質の高い医療を提供するとともに、臨床研修指定病院及び地域がん診療連携拠点病院として医師の育成にも貢献してきた。

今後も、那覇市立病院は公的病院としての使命の確実な実現を図り、地域住民に信頼される医療を速やかに提供するため、国の医療制度改革や医療をとりまく社会環境の変化に迅速に対応して継続的かつ安定的に医療を提供することが本院の使命である。

このため、地方独立行政法人那覇市立病院は、救急医療、小児医療、周産期医療をはじめ市民が求める地域に根ざした高度な医療の提供に努め、医療水準の向上を図り、あわせて経営の効率化等に積極的に取り組み、市民の健康の維持・増進に寄与することが求められている。

また、病院建替に向け、那覇市と十分な連携をはかり地域医療構想調整会議を踏まえ、病院建替基本構想・基本計画に着手する。建築資金借入金の償還能力を高めるため経営改善を不断なく行う。

(別表)

病院名	那覇市立病院
主な役割及び機能	○地域の中核的急性期病院 ○救急告示病院 ○地域がん診療連携拠点病院 ○地域周産期母子医療センター ○臨床研修指定病院 ○日本医療機能評価機構認定病院 ○地域医療支援病院
設立	昭和55年5月1日
病床数	470床
診療科目	内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、消化器内科、循環器内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、小児外科、皮膚科、腎・泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、消化器外科、乳腺外科、内分泌内科、糖尿病内科、腎臓内科、血液内科、内視鏡外科、放射線診断科、放射線治療科、救急科、病理診断科
敷地面積	25,188㎡
建物規模	本館：建築面積 6,534㎡ 延べ面積 23,930㎡ 地上6階 地下2階建 北館：建築面積 1,228㎡ 延べ面積 7,522㎡ 地上4階 地下3階建 研修センター：建築面積 691㎡ 延べ面積 2,132㎡ 地上4階建 院内保育所：建築面積 218㎡ 延べ面積 209㎡ 1階平屋建

1. 評価対象に関する事項				
法人名	地方独立行政法人 那覇市立病院			
評価対象事業年度	年度評価	平成30年度(第3期)		
	中期目標期間	平成28～31年度		

2. 評価の実施者に関する事項				
那覇市長				
法人所管部局	健康部	担当課	保健総務課	

3. 評価の実施に関する事項				
法人からのヒアリング及び評価委員会からの意見聴取を実施した。				

4. その他評価に関する重要事項				
特になし				

1. 全体の評定	
評定	全体として中期目標・中期計画の達成に向けて計画通り、順調に進んでいる。特に、「3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとすべき措置」については、市立病院職員が一丸となり進めてきた収支改善努力が実った結果として、2期連続の黒字、今期に至っては6億円あまりの高い純利益を計上しており、特筆すべき進捗状況にあることを高く評価する。現在の収支状況の維持向上を図る取組み、病院建替えを見据えた、経営のさらなる質向上に期待する。
評定に至った理由	地方独立行政法人那覇市立病院の年度評価実施要領の評価方法に基づき、大項目の1 市民に提供するサービスの他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置は39項目全てが評価Ⅲ以上であったため「A評価」、2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置は6項目全てが評価Ⅲ以上であったため「A評価」、3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとすべき措置は8項目全てが評価Ⅲ以上であり、うち4項目は評価Ⅴであったことから「S評価」であった。以上の結果を踏まえ、全体としての評定は上記のとおりとした。

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	第3期中期計画の第3期目となる平成30年度は、中期目標及び中期計画の実現にむけ、年度計画に沿って策定した各部門別の実施計画に基づき業務を実施した。「市立病院としての役割の発揮」については365日24時間体制で救急患者の受け入れをおこなった。救急患者数は38,333人で昨年度と比較し4,307人の減少であったが、急病センターからの入院患者数は、前年度を182人上回る結果となった。2階北病棟に救急からの入院専用病床10床を確保する運用は今年度も継続し、急病センター満床による搬送お断り件数(平成29年度10件、平成30年度10件)については、前年度と同等であった。また、小児医療の充実として、当院小児科医師、小児科開業医及び琉球大学小児科の応援をうけ365日24時間体制で小児科医が常駐する救急医療を継続した。地域周産期母子医療センターとして、地域医療機関と連携し小児・周産期医療を提供することで地域医療に貢献した。 入退院支援センターを設置し、予定入院患者の情報を入院前より把握し、入院治療及び退院支援に早期に着手すると同時に、円滑なベッドコントロールを合理的に行うことができた。稼働率向上への取り組みとして、平成30年6月より「病床稼働率向上対策会議」を開催。結果、前年度を上回る病床稼働率(平成29年度89.1%、平成30年度94.2%(470床))となった。 「高度医療の充実」として、CT件数、MRI件数は前年度を上回り、RI件数は前年を下回る結果となった。内視鏡検査について、ESD(内視鏡的粘膜下層剥離術)の件数は目標(平成30年度90件目標、実数87件)に僅かに未達という結果であった。 「高度医療機器の更新・整備」については、医療機能の向上を図るため、MRIの更新を行った。 「地域がん診療連携拠点病院としての機能の充実」として、外来化学療法、放射線療法のための充実を図った。また、がんフォーラムの開催やがん診療に従事する医師等に対する研修会を開催した。 「地域医療支援病院として地域完結型医療を目指し、地域での役割分担、機能分化をより一層推進する」については、紹介率向上への取り組みとして、地域医療連

	携交流会や他医療機関への広報実施をおこなった。紹介率及び逆紹介率は、目標値であった紹介率65%、逆紹介率40%を上回る結果であった。 「患者・来院者のアメニティ」の向上として、空調機更新工事を行った。 決算状況について、平成27年度の赤字決算を受け、平成28年度から取り組んでいる収支改善計画の一貫として入院支援センターを設置しベッドコントロールを行うことにより、平成30年度の決算は総収益14,619,569円（前年比7.6%増）、総費用14,001,660円（前年比4.6%増）、純利益617,908,932円となり2期連続の黒字となった。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

3. 評価委員会の全体的な意見

那覇市立病院の使命である安心・安全な医療を提供するために、救急医療体制の充実・強化、小児・周産期医療の充実・強化、小児・周産期医療への取り組みにおいて、その役割として高い実績を上げている。また、診療機能の充実としては、がん医療体制の強化、地域医療機関との連携推進・強化において、高い実績をあげ、高度医療の充実、市の施策との連携等における在宅医療への支援及び在宅医療との連携強化では特に高い実績を上げたことを高く評価する。

業務運営の改善及び効率化に関して、事務スタッフの専門性の向上は、人材育成の強化が進められた成果であることを高く評価する。

経営面においては、継続的な収支改善への取り組みの結果、2期連続の黒字は大いに評価できる。特に、診療報酬改定や患者動向などの情報を迅速に収集・分析し、必要に応じた対応策の立案、的確な対応を行い、経常収支比率及び医療収支比率では前年度に引き続き高い数値を出していることを高く評価する。

那覇市立病院の自己評価については、各項目において全体的に妥当である。ただし、「第1-1-(2)小児・周産期医療の充実」では自己評価「Ⅲ」に対し評価「Ⅳ」、「第1-2-(2)-①地域がん診療連携拠点病院としての機能の充実」では自己評価「Ⅲ」では自己評価「Ⅲ」に対し評価「Ⅲ」、「第1-2-(4)-②在宅医療への支援及び在宅医療との連携強化」では自己評価「Ⅳ」に対し評価「Ⅳ」、「第1-2-(6)-①医療安全対策の徹底」では自己評価「Ⅲ」に対し評価「Ⅳ」と段階を上げることが妥当であると判断し、「第1-1-(1)救急医療体制の充実」では自己評価「Ⅳ」及び「第1-2-(3)-④地域連携パスの利便を促進する」では自己評価「Ⅳ」に対し評価「Ⅲ」へ段階を下げることも妥当であると判断した。

市民に提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善に取り組み、今後も那覇市立病院としての使命を果たしていただきたい。

4. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
那覇市長による改善命令を検討すべき事項	該当なし

5. その他事項	
【理事長からの意見】 当院は、地方独立行政法人化して 11 年が経過した。24 時間 365 日対応の救急医療、小児・周産期医療、地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院などの役割をはじめ、地域の基幹病院として市民に安心・安全を与え、市民に選ばれる病院を目指し邁進してきた。 救急については救急からの入院患者が増加した。不採算医療である小児・周産期については公立病院の役割を確実に果たしている。がん診療については働きながら治療できる外来治療センターが定着してきた。 病院全体機能評価については外部評価機関である病院機能評価機構の審査を 10 月に受診し、前回審査より高い評価を得た。これは診療部門、看護部門、患者対応、経営面含めた全ての部門において向上していることを示している。 経営面においては医療収支比率 103.3%、経常収支比率 104.4%と上昇している。一般的に公立病院で医療収支比率 100%を超える病院経営は高く評価されており、職員全体で経営意識が向上していることを示している。第 3 期中期計画初年度（平成 28 年度）より毎年度、重点事業改善取り組みを行っており、平成 30 年度は病床稼働率向上委員会を設置し収益改善取組（屋良ベクトル）を行った。その成果として医療収益が対前年度 8.1%、10 億 5 千 2 百万円増加したことが主たる要因である。今後は病床稼働率向上の取組が継続維持できるが課題となる。 今後病院の老朽化による病院建替が大きな課題となり、令和元年度具体的に設計事業に着手する。現位置で診療を継続した建替事業であることから困難性があるが、職員の新病院建設に対する期待は大きく経営面も含め一層職員全体で方向性を合わせることを求められる。 引き続き課題に対応できるよう、職員力を結集した組織運営を行って行きます。那覇市におかれましては、今後とも連携強化を図るとともに引き続き、ご支援をお願いいたします。 特になし	その他特記事項

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書No.	備考
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
第1 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置						
	A	A	A		1－1	
					1－2	
					1－3	
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置						
	C	A	A		2－1	
					2－2	
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置						
	C	A	S		3－1	
					3－2	

*重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書No.	備考
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
第4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画						
財務諸表及び決算報告書を参 照	－	－	－			
第5 短期借入金の限度額						
	－	－	－			
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画						
	－	－	－			
第7 剰余金の使途						
	－	－	－			
第8 料金に関する事項						
	－	－	－			
第9 その他業務運営に関する重要事項						
	－	－	－			
第10 那覇市地方独立行政法人法施行規則(平成20年那覇市規則第4号)第5条で定める事項						
	－	－	－			

1. 当項目に関する情報			
1-1	市立病院としての役割の発揮		
業務に関連する政策・施策	(1) 救急医療体制の充実・強化 (2) 小児・周産期医療の充実 (3) 災害医療及び感染症医療その他の緊急時における医療支援・協力	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
	当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報							
	指標	達成 目標	(参考) 中期計画 平成26 年度実績	28年度	29年度	30年度	31年度		指標	28年度	29年度	30年度	31年度
救急医療 体制の充 実・強化	急病センター 受診患者数		44,391 人	43,020 人	42,640 人	38,333 人				—	—	—	
	うち入院患者 数		4,518 人	4,338 人	4,989 人	5,171 人				—	—	—	
	うち救急車受 入数		3,879 人	4,650 人	4,954 人	4,573 人				—	—	—	
	救急車の受入 率		90.1%	95.1%	94.7%	93.6%				—	—	—	
小児・周 産期医療 の充実	小児外来患者		39,197 人	37,647 人	38,446 人	35,493 人				—	—	—	
	小児入院患者		17,598 人	18,945 人	19,580 人	23,194 人				—	—	—	
	小児救急患者 数		23,525 人	19,719 人	19,429 人	16,800 人				—	—	—	

	指標	達成 目標	(参考) 中期計画 平成26 年度実績	28年度	29年度	30年度	31年度		指標	28年度	29年度	30年度	31年度
	うち入院患者 数		1,430人	1,226人	1,175人	1,277人				—	—	—	
	NICU入院患者 数		2,012人	4,013人	3,461人	3,629人				—	—	—	
	分娩件数		384件	422件	361件	357件				—	—	—	
	うち帝王切開 数		165件	187件	170件	159件				—	—	—	
	ハイリスク妊 娠患者数		102人	111人	100人	106人				—	—	—	
	ハイリスク分 娩患者数		60人	65人	81人	72人				—	—	—	
	災害医療 及び感染 症医療そ の他の緊 急時にお ける医療 支援・協 力		5回	5回	3回	5回				—	—	—	
	災害訓練回数		47人	48人	12人	31人				—	—	—	
	災害研修会回 数		2回	5回	4回	4回				—	—	—	
	災害研修会参 加者数		7人	16人	17人	10人				—	—	—	
	被災地等への 派遣件数		0件	1件	0件	0件				—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
連番	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価
				業務実績	自己評価	
中期目標						
第1 市民に提供するサービスの質の向上に関する事項 市立病院は、市民が求める安心・安全な医療や高度医療を提供するため地域医療の確保と医療の質の向上等に努め、市民の健康の維持・増進に貢献する病院運営に努めること。						
1	第1 市民に提供するサービスの質の向上に関する事項	第1 同左	—	—	—	—
	中期目標 第1 1 市立病院としての役割の発揮 (1) 救急医療体制の充実・強化 地域医療に貢献するため、365 日 24 時間救急医療体制の維持・充実を図ること。また、救急搬送の受け入れをスムーズに行えるよう消防や関係機関と連携を強化すること。					
1	1 市立病院としての役割の発揮	1 同左	(30 年度の具体的な取り組み) 入退院支援センターを設置し、予定入院患者の情報を入院前に把握し、入院治療及び退院支援に早期に着手すると同時に、円滑なベッドコントロールを合理的に行う。	365 日 24 時間救急医療体制を維持し、2 階北病棟の急病からの入院専用病床を引き続き確保し、急病からの入院を要する患者を速やかに入院させる体制を継続した。 平成 30 年 4 月より入退院支援センターを設置し、入退院を一括管理する運用とした。病床稼働率の向上の一環として、平成 30 年 6 月より「病床稼働率向上対策会議」を毎週火曜日に開催し、稼働率の向上に繋がった。 実績については、対前年比の救急患者数は 4,307 人減少であった。救急車受入数は対前年 381 人減少したが、入院を要する重症患者については対前年比 182 人増加しており、前年を上回る結果であった。 (救急医療の関連指標)	ウエイト 2 評価 V	評価：Ⅳ (評価委員からの意見) 入院を要する重症患者の増加を評価するが、救急患者数など目標値を下回る実績となっている。 今後も安定的な整備に努められたい。
	ア 地域の医療機関等と連携して、365 日 24 時間救急医療体制の維持・充実を図る。	イ 同左	イ 同左	イ 同左	イ 同左	イ 同左
イ 消防や関係機関との連携を密にして「たらい回しのない救急医療」に貢献する。						

の緊急時における医療支援・協力の災害時等には、医療拠点としての役割を担うとともに、那覇市の地域防災計画や新型インフルエンザ等の健康危機管理対策に適切に対応する。 また、那覇市保健所と連携し、感染症対策などに協力する。そのために普段から災害派遣医療チーム（DMAT）を組織し、訓練、研修会等へ積極的に参加する。 さらに他の自治体等において大規模災害が発生した場合、災害派遣医療チームを派遣するなど、医療救援活動の支援に努める。		大規模地震災害等が発生した際に、医療機関が医療提供機能を維持できるよう、大規模地震災害等発生時における医療機関の事業継続計画（BCP）※を策定する。 ※事業継続計画（BCP）：大災害や事故などの被害を受けても重要な業務が中断しないこと、若しくは中断したとしても可能な限り短い期間で再開することが出来るよう、事業の継続に主眼を置いた計画	大規模地震災害等が発生した際に、医療提供機能を維持できるよう、事業継続計画（以下、BCP という。）導入に取り組み、BCP を平成31年3月に策定した。特定分野における事業継続に関する実態調査（平成25年8月 内閣府防災担当） 医療施設・福祉施設参考資料より抜粋 ・医療施設、福祉施設におけるBCPの策定状況調査 【医療施設】 ●全体で「策定済みである（7.1%）」、「策定中である（10.3%）」をあわせて17.4% ●「策定済みである」が大施設で13.0%、中施設で7.5%、その他施設で5.5% （災害医療の関連指標） <table><tr><th>指標名</th><th>平成29年度実績</th><th>平成30年度実績</th><th>平成30年度目標</th></tr><tr><td>災害訓練回数</td><td>3回</td><td>5回</td><td>5回</td></tr><tr><td>災害訓練参加者数</td><td>12人</td><td>31人</td><td>50人以上</td></tr><tr><td>災害研修会回数</td><td>4回</td><td>4回</td><td>2回</td></tr><tr><td>災害研修会参加者数</td><td>17人</td><td>10人</td><td>7人</td></tr><tr><td>被災地等への派遣件数</td><td>0件</td><td>0件</td><td>－</td></tr></table>	指標名	平成29年度実績	平成30年度実績	平成30年度目標	災害訓練回数	3回	5回	5回	災害訓練参加者数	12人	31人	50人以上	災害研修会回数	4回	4回	2回	災害研修会参加者数	17人	10人	7人	被災地等への派遣件数	0件	0件	－	評価 IV	今後は、計画のPDCAサイクルを意識し、維持向上に努められたい。
指標名	平成29年度実績	平成30年度実績	平成30年度目標																										
災害訓練回数	3回	5回	5回																										
災害訓練参加者数	12人	31人	50人以上																										
災害研修会回数	4回	4回	2回																										
災害研修会参加者数	17人	10人	7人																										
被災地等への派遣件数	0件	0件	－																										

1. 当項目に関する情報		
1-2	診療機能の充実	
業務に関連する政策・施策	(1) 高度医療の充実 ①高度医療の充実 ②医療機器等の計画的な更新・整備 (2) がん医療体制の強化 ①地域がん診療連携拠点病院としての機能の充実 ②がんに関する情報の市民への普及・啓発 (3) 地域医療機関との連携推進・強化 ①地域医療医療支援病院運営委員会を定期的に開催する ②地域連携交流会と登録医総会を年 1 回開催する ③地域医療支援病院として地域完結型医療を目指し、地域での役割分担、機能分化をより一層推進する ④地域連携パスの利用を促進する (4) 市の施策との連携等 ①保健・福祉行政との連携 ②在宅医療への支援及び在宅医療との連携強化 ③市民への情報の提供・発信 (5) 専門性及び医療技術の向上 ①琉球大学と連携して、初期臨床研修医及び後期研修医の教育研修の充実に努め、また、初期臨床研修医、後期研修医に対し、県内外の先進的な医療機関への派遣研修を実施する ②学会参加、学会発表を推進する ③看護職の専門性の向上のため、認定看護師及び専門看護師等の資格取得を支援する ④その他のメディカルスタッフについても、各部門で専門性に応じた研修等を実施し、認定及び専門の資格取得を支援する (6) 安心・安全で質の高い医療の提供 ①医療安全対策の徹底 ②患者中心の医療の実践 ③科学的な根拠に基づく医療（EBM）の推進及び医療の標準化と最適な医療の提供	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） —

	④法令・行動規範の順守（コンプライアンス） ⑤病院機能評価の更新		
当該項目の重要度、難易度	ウエイト付けは各項に記載	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ												
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報					
	指標	達成 目標	(参考) 中期計画 平成26年度実績	28年度	29年度	30年度	31年度	指標	28年度	29年度	30年度	31年度
手術ナビゲーションシステム実施件数	耳鼻咽喉科		—	19件	21件	18件			—	—	—	
	脳神経外科		—	5件	7件	8件			—	—	—	
	整形外科		—	—	18件	21件			—	—	—	
			—	33件	40件	38件			—	—	—	
レーザー破砕装置を用いた施設実績件数												
高度医療の関連指標	CT 件数		15,462件	15,243件	16,527件	17,302件			—	—	—	
	MRI 件数		6,644件	6,301件	6,510件	6,645件			—	—	—	
	RI 件数		879件	842件	873件	809件			—	—	—	
	心臓カテーテル検査件数		500件	409件	391件	446件			—	—	—	
	経皮的冠動脈形成術（PCI）件数		195件	190件	163件	190件			—	—	—	
	アブレーション治療件数		42件	105件	115件	146件			—	—	—	
	脳血管造影件数		130件	129件	102件	239件			—	—	—	
	血管内治療件数		34件	50件	57件	104件			—	—	—	

	指標	達成 目標	(参考) 中期計画平成26 年度実績	28年度	29年度	30年度	31年度		指標	28年度	29年度	30年度	31年度
	血栓溶解療法 (t-PA) 治療件数		6件	10件	9件	8件				—	—	—	
	手術件数（手術 室）		3,403件	3,366件	3,318件	3,491件				—	—	—	
	うち全身麻酔手 術件数		1,635件	1,693件	1,829件	1,915件				—	—	—	
	うち腹腔鏡下・胸 腔鏡下手術（※1 ポリペックは除く）		141件	418件	462件	550件				—	—	—	
	内視鏡による手 術件数（ESD※2 ESD：内視鏡的粘 膜下層剥離術）		89件	80件	91件	87件				—	—	—	
	胃がん		—	2	2	0				—	—	—	
	大腸がん		—	12	8	3				—	—	—	
	乳がん		—	33	37	21				—	—	—	
	肺がん		—	0	0	0				—	—	—	
	肝がん		—	0	0	0				—	—	—	
がん診療連 携パス実績	前立腺がん		—	0	0	0				—	—	—	
	合 計		—	47	47	24				—	—	—	
	全がん退院患者 数		1,657人	1,560人	1,702人	1,633				—	—	—	
	うち5大がん 退院患者数		651人	628人	764人	721				—	—	—	
	がん患者外来化 学療法患者数		1,479人	1,858人	2,393人	2,837人				—	—	—	
	がん放射線治療 実患者数		246人	255人	285人	324人				—	—	—	
	がん患者相談件 数		1,340件	1,343件	1,096件	1,031				—	—	—	
	全国がん登録件 数		892件	930件	923件	984				—	—	—	
	がん診療連携パ ス適用数		44件	47件	47件	24				—	—	—	
がん医療の 関連指標													

	指標	達成 目標	(参考) 中期計画平成26 年度実績	28年度	29年度	30年度	31年度	指標	28年度	29年度	30年度	31年度
	がん研修会等開 催数 (医療者)		11回 (562人)	12回 (580人)	12回 (548人)	10回 (362人)			—	—	—	
	がん講演会等開 催数 (市民対象)		6回 (175人)	18回 (288人)	18回 (254人)	15回 (138人)			—	—	—	
地域医療連 携の関連指 標	紹介率	65%	71.9%	75.2%	75.4%	73.6%			—	—	—	
	逆紹介率	40%	59.6%	70.1%	80.9%	83.4%			—	—	—	
	地域連携パス適 用数 (大腿骨頸部 骨折)		算定実績66件	算定実績3件 パス発行件 数110件	パス発行件 数128件	パス発行件 数219件			—	—	—	
	地域連携パス適 用数 (脳卒中)		算定実績98件	算定実績88 件 パス発行件 数276件	パス発行件 数260件	パス発行件 数266件			—	—	—	
開放病床利 用率(5床) 疾病予防対 策の関連指 標	在院患者数		—	2,834人	2,591人	2,544人			—	—	—	
	開放病床利用率		—	155.3%	142.0%	139.4%			—	—	—	
	特定健診件数		1,612件	2,761件	2,575件	2,786件			—	—	—	
	特定保健指導件 数		182件	372件	402件	502件			—	—	—	
在宅医療の 関連指標	がん検診件数		1,947件	770件	681件	686件			—	—	—	
	人間ドック件数		2,011件	4,396件	4,693件	4,807件			—	—	—	
	健康診断件数		1,836件	3,202件	3,343件	3,729件			—	—	—	
	退院調整実施施 件数		2,051件	1,597件	1,944件	4,576件			—	—	—	
	訪問看護指示書 件数		90件	126件	240件	221件			—	—	—	
	介護保険主治医 意見書件数		635件	624件	623件	540件			—	—	—	
	在宅療養支援診療 所への紹介件数		549件	678件	627件	1,309件			—	—	—	

	指標	達成 目標	(参考) 中期計画平成26 年度実績	28年度	29年度	30年度	31年度	指標	28年度	29年度	30年度	31年度
市民への情 報提供の関 連指標	広報誌への医療 情報掲載数		4回	3回	2回	1回			—	—	—	
	ホームページへ の掲載数		4回	3回	3回	2回			—	—	—	
	新聞への医療関 連広告数		22件	28件	25回	14件			—	—	—	
	医学雑誌配布回 数		1回	1回	1回	1回			—	—	—	
	講演会開催数		2回	1回	6回	6回			—	—	—	
専門性及び 医療技術の 向上の関連 指標	初期研修医数		22人	24人	20人	17人			—	—	—	
	後期研修医数		21人	14人	14人	15人			—	—	—	
	派遣研修人数(県 内)		5人	初:10人 後:2人	初:9人 後:2人	初:5人 後:2人			—	—	—	
	派遣研修人数(県 外)		19人	初:3人 後:0人	初:4人 後:0人	初:3人 後:0人			—	—	—	
	学会発表数(医 師)		92件	124件	107件	75件			—	—	—	
医療安全・ 院内感染対 策の関連指 標	学会発表数(看護 師)		33件	24件	12件	20件			—	—	—	
	学会発表数(その 他メディカルス タッフ)		23件	31件	33件	44件			—	—	—	
	論文発表数(全 体)		20件	41件	44件	58件			—	—	—	
	専門資格取得者 数(新規)		15人	2人	6人	3人			—	—	—	
	医療安全対策委員 会等開催数		12回	12回	12回	12回			—	—	—	
	医療安全研修等 実施回数		6	4回	4回	13回			—	—	—	
	インシデントレ ポート報告件数		1,083件	1,113件	1,187件	1,566件			—	—	—	
	アクシデントレ ポート報告件数		32	36件	31件	43件			—	—	—	
	院内感染対策委 員会等開催数		12回	12回	12回	12回			—	—	—	

	指標	達成 目標	(参考) 中期計画平成26 年度実績	28年度	29年度	30年度	31年度		指標	28年度	29年度	30年度	31年度
	感染管理チーム ラウンド回数		51回	95回	56回	64回				—	—	—	
	院内感染対策研 修会等開催数		8回 (913人)	15回 (755人)	9回 (580人)	6回 (550人)				—	—	—	
患者中心の 医療の実践 の関連指標	セカンドオピニ オン件数 (院外か ら当院へ)		23件	26件	13件	17件				—	—	—	
	セカンドオピニ オン件数 (当院か ら院外へ)		47件	45件	24件	26件				—	—	—	
医療の標準 化と最適な 医療の提供 の関連指標	クリニカルパス 適用患者数		3,589人	3,874人	3,658人	4,409人				—	—	—	
	クリニカルパス 種類数		112(累計)	143(累計)	148(累計)	212(累計)				—	—	—	
コンプライ アンスの関 連指標	研修会開催数	1回	1回	1回	2回	2回				—	—	—	
	参加者数	200人	107人	228人	269人	277人				—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																													
連番	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価																																																							
				業務実績	自己評価																																																								
	中期目標 第1 2 診療機能の充実 (1)高度医療の充実 ①高度医療の充実 地域の中核的急性期病院として、優秀な医療スタッフの確保に努め、高度医療の充実を図ること。																																																												
4	2 診療機能の充実 (1) 高度医療の充実 実	2 同左 (1) 同左	《評価の視点》 (30年度の具体的な取組み) 心房細動アブレーション治療において、バルーン内に生理食塩水を入れて高周波電流を流し温めて焼灼するホットバルーンアブレーションによる治療を導入する。	《主要な業務実績》 心房細動アブレーション治療件数は、大幅に目標を達成することができた。 (ホットバルーンアブレーションに関しても5症例を実施した。) また、脳神経外科医の増員に伴い、脳血管造影、血管内治療等の高度医療充実に貢献できた。また、腹腔鏡下・胸腔鏡下手術も増加した。 (高度医療の関連指標)	外科 2 評価 V	評価：V 新たな治療法の導入や高度医療の関連指標が全体的に増加していることから、高度医療の充実に貢献しており評価する。 (評価委員からの意見) 専門医の確保及び医療チーム全体の技術向上により、ほぼ全ての指標において、かなりの増加を示しており、高度医療の充実に貢献している。																																																							
	①高度医療の充実 地域の中核的急性期病院として、優秀な医療スタッフの確保に努めるとともに、がん治療やその他の高度医療を充実するため、医師等の増員とスキルアップを図る。			<table><tr><th>指標名</th><th>平成29年度実績</th><th>平成30年度実績</th><th>平成30年度目標</th></tr><tr><td>CT 件数</td><td>16,527 件</td><td>17,302 件</td><td>16,500 件</td></tr><tr><td>MRI 件数</td><td>6,510 件</td><td>6,645 件</td><td>6,500 件</td></tr><tr><td>RI 件数</td><td>873 件</td><td>809 件</td><td>850 件</td></tr><tr><td>心臓カテーテル検査件数</td><td>391 件</td><td>446 件</td><td>400 件</td></tr><tr><td>経皮的冠動脈形成術 (PCI) 件数</td><td>163 件</td><td>190 件</td><td>200 件</td></tr><tr><td>アブレーション治療件数</td><td>115 件</td><td>146 件</td><td>120 件</td></tr><tr><td>脳血管造影件数</td><td>102 件</td><td>239 件</td><td>130 件</td></tr><tr><td>血管内治療件数</td><td>57 件</td><td>104 件</td><td>60 件</td></tr><tr><td>血栓溶解療法 (t-PA) 治療件数</td><td>9 件</td><td>8 件</td><td>15 件</td></tr><tr><td>手術件数 (手術室)</td><td>3,318 件</td><td>3,491 件</td><td>3,400 件</td></tr><tr><td>うち全身循環手術件数</td><td>1,829 件</td><td>1,915 件</td><td>1,820 件</td></tr><tr><td>うち腹腔鏡下・胸腔鏡下手術</td><td>462 件</td><td>550 件</td><td>400 件</td></tr><tr><td>内視鏡による手術件数 (ESD*)</td><td>91 件</td><td>87 件</td><td>90 件</td></tr></table> *ESD：内視鏡的粘膜下層剥離術	指標名	平成29年度実績	平成30年度実績	平成30年度目標	CT 件数	16,527 件	17,302 件	16,500 件	MRI 件数	6,510 件	6,645 件	6,500 件	RI 件数	873 件	809 件	850 件	心臓カテーテル検査件数	391 件	446 件	400 件	経皮的冠動脈形成術 (PCI) 件数	163 件	190 件	200 件	アブレーション治療件数	115 件	146 件	120 件	脳血管造影件数	102 件	239 件	130 件	血管内治療件数	57 件	104 件	60 件	血栓溶解療法 (t-PA) 治療件数	9 件	8 件	15 件	手術件数 (手術室)	3,318 件	3,491 件	3,400 件	うち全身循環手術件数	1,829 件	1,915 件	1,820 件	うち腹腔鏡下・胸腔鏡下手術	462 件	550 件	400 件	内視鏡による手術件数 (ESD*)	91 件	87 件	90 件	
指標名	平成29年度実績	平成30年度実績	平成30年度目標																																																										
CT 件数	16,527 件	17,302 件	16,500 件																																																										
MRI 件数	6,510 件	6,645 件	6,500 件																																																										
RI 件数	873 件	809 件	850 件																																																										
心臓カテーテル検査件数	391 件	446 件	400 件																																																										
経皮的冠動脈形成術 (PCI) 件数	163 件	190 件	200 件																																																										
アブレーション治療件数	115 件	146 件	120 件																																																										
脳血管造影件数	102 件	239 件	130 件																																																										
血管内治療件数	57 件	104 件	60 件																																																										
血栓溶解療法 (t-PA) 治療件数	9 件	8 件	15 件																																																										
手術件数 (手術室)	3,318 件	3,491 件	3,400 件																																																										
うち全身循環手術件数	1,829 件	1,915 件	1,820 件																																																										
うち腹腔鏡下・胸腔鏡下手術	462 件	550 件	400 件																																																										
内視鏡による手術件数 (ESD*)	91 件	87 件	90 件																																																										

連番	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価
				業務実績	自己評価	
5	中期目標 第1-2 ②医療機器等の計画的な更新・整備 市立病院に求められる医療を提供できるよう、必要な医療機器等を計画的に更新・整備をすること。					
	②医療機器等の計画的な更新・整備 中期計画の期間における資金計画を策定し、計画的に次の医療機器等の更新・整備を進める。 ア CT イ MRI ウ 放射線治療装置	② 同左	(30年度の具体的な取り組み) ・CT、MRI、放射線治療器の更新の検討を行う。 ・健診システム・特定保健指導システムの更新を行う。	・MRIの更新を行った。 ・健診システムの更新を行った。	ウエイ 1 評価 Ⅲ	評価：Ⅲ
6	中期目標 第1-2 (2)地域がん診療連携拠点病院として、がん医療の水準向上に努め、患者や家族からの相談支援の充実を図るとともに、地域住民にがんに関する情報を提供し、その普及・啓発に努め、がん診療体制の強化を図ること。					
	(2)がん医療体制の強化 ①地域がん診療連携拠点病院としての機能の充実 ア 沖縄県がん診療連携拠点病院との連携を強化し、がん診療連携	(2) 同左 ① 同左 ア 沖縄県がん診療連携拠点病院との連携を強化し、がん診療連携		平成30年度の5大がんと前立腺がんのがん診療連携パスの適応件数は24件であった。外来化学療法の実施人数は2,837人で前年度より444人増加、放射線治療の実施人数は324人で前年度より39人増加した。 がん医療の関連指標について、前年度の実績を上回った。外来化学療法の件	ウエイ 2 評価 Ⅲ	評価：Ⅲ (評価委員からの意見) がん患者を支える多職種連携の体制が整っており、外来化学療法患者数が連続して大幅に増加したことで、働きながらがん治療に専念できる人が増えたことは大いに評価できる。

7	②がんに関する情報 の市民への普及・啓発 地域住民に対し、がんフォーラム等の講演会を継続して開催する。	② 同左	<table><tr><td>乳がん</td><td>32</td><td>33</td><td>37</td><td>21</td></tr><tr><td>肺がん</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>肝がん</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>前立腺がん</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>合 計</td><td>46</td><td>47</td><td>47</td><td>24</td></tr></table> (がん医療の関連指標) <table><tr><th>指標名</th><th>平成 29 年度 実績</th><th>平成 30 年度 実績</th><th>平成 30 年度目標</th></tr><tr><td>全がん退院患者数</td><td>1,702 人</td><td>1,633 人</td><td>前年度並みを維持する</td></tr><tr><td>うち 5 大がん退院患者数</td><td>764 人</td><td>721 人</td><td>前年度並みを維持する</td></tr><tr><td>がん患者外来化学療法患者数</td><td>2,393 人</td><td>2,837 人</td><td>前年度並みを維持する</td></tr><tr><td>がん放射線治療実患者数</td><td>285 人</td><td>324 人</td><td>前年度並みを維持する</td></tr><tr><td>がん患者相談件数</td><td>1,096 件</td><td>1,031 件</td><td>前年度並みを維持する</td></tr><tr><td>全国がん登録件数</td><td>923 件</td><td>984 件</td><td>前年度並みを維持する</td></tr><tr><td>がん地域連携バス適用数</td><td>47 件</td><td>24 件</td><td>前年度並みを維持する</td></tr><tr><td>がん研修会等開催数 (医療者)</td><td>12 回 (548 人)</td><td>10 回 (362 人)</td><td>前年度並みを維持する</td></tr></table> 市民を対象とした、がんフォーラム等の講演会を年 15 回開催し、参加者は 138 人であった。 (がん医療の関連指標) <table><tr><th>指標名</th><th>平成 29 年度 実績</th><th>平成 30 年度 実績</th><th>平成 30 年度目標</th></tr><tr><td>がん講演会等開催数 (市民対象)</td><td>18 回 (254 人)</td><td>15 回 (138 人)</td><td>前年度並みを維持する</td></tr></table>	乳がん	32	33	37	21	肺がん	0	0	0	0	肝がん	0	0	0	0	前立腺がん	1	0	0	0	合 計	46	47	47	24	指標名	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 30 年度目標	全がん退院患者数	1,702 人	1,633 人	前年度並みを維持する	うち 5 大がん退院患者数	764 人	721 人	前年度並みを維持する	がん患者外来化学療法患者数	2,393 人	2,837 人	前年度並みを維持する	がん放射線治療実患者数	285 人	324 人	前年度並みを維持する	がん患者相談件数	1,096 件	1,031 件	前年度並みを維持する	全国がん登録件数	923 件	984 件	前年度並みを維持する	がん地域連携バス適用数	47 件	24 件	前年度並みを維持する	がん研修会等開催数 (医療者)	12 回 (548 人)	10 回 (362 人)	前年度並みを維持する	指標名	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 30 年度目標	がん講演会等開催数 (市民対象)	18 回 (254 人)	15 回 (138 人)	前年度並みを維持する	ウエト 1 評価 Ⅲ	評価：Ⅲ
乳がん	32	33	37	21																																																																						
肺がん	0	0	0	0																																																																						
肝がん	0	0	0	0																																																																						
前立腺がん	1	0	0	0																																																																						
合 計	46	47	47	24																																																																						
指標名	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 30 年度目標																																																																							
全がん退院患者数	1,702 人	1,633 人	前年度並みを維持する																																																																							
うち 5 大がん退院患者数	764 人	721 人	前年度並みを維持する																																																																							
がん患者外来化学療法患者数	2,393 人	2,837 人	前年度並みを維持する																																																																							
がん放射線治療実患者数	285 人	324 人	前年度並みを維持する																																																																							
がん患者相談件数	1,096 件	1,031 件	前年度並みを維持する																																																																							
全国がん登録件数	923 件	984 件	前年度並みを維持する																																																																							
がん地域連携バス適用数	47 件	24 件	前年度並みを維持する																																																																							
がん研修会等開催数 (医療者)	12 回 (548 人)	10 回 (362 人)	前年度並みを維持する																																																																							
指標名	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	平成 30 年度目標																																																																							
がん講演会等開催数 (市民対象)	18 回 (254 人)	15 回 (138 人)	前年度並みを維持する																																																																							

連番	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価
				業務実績	自己評価	
	中期目標 第1-2 (3)地域医療機関との連携の推進・強化 地域医療支援病院として地域で完結する切れ目のない医療を提供するため、地域の医療機関との更なる連携を推進・強化すること。					
8	(3)地域医療機関との連携推進・強化 地域医療支援病院として地域で完結する切れ目のない医療を提供するため、次のように地域の医療機関との連携を強化する。	(3) 同左				
	①地域医療支援病院運営委員会を定期的に開催する。	① 同左		地域医療支援病院運営委員会を年2回開催した。 第1回 平成30年7月26日 第2回 平成30年11月15日	ウェイト 1 評価 III	評価：III
9	②地域連携交流会と登録医総会を年1回開催する。	② 同左		平成30年度第10回地域連携交流会を開催した。 開催日：平成30年11月29日 参加者：院外：180名、院内：47名 合計：227名 平成30年度第8回那覇市立病院登録医総会を開催した。 開催日：平成30年11月29日 参加者：180名 当院地域医療連携室長より、「那覇市立病院地域医療連携実績報告2018」を発表。①紹介・逆紹介件数、②救急搬送件数、③高額医療機器利用件数、④地域連携パス適用状況、⑤出前講座アナウンスについて、昨年度と比較し報告。	ウェイト 1 評価 III	評価：III

連番	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価																
				業務実績	自己評価																	
10	③地域医療支援病院として地域完結型医療を目指し、地域での役割分担、機能分化をより一層推進する。	③ 同左		紹介率及び逆紹介率向上への取り組みとして、地域医療連携交流会や他医療機関への広報実施をおこなった。逆紹介に対する当院医師の意識も向上している。紹介率及び逆紹介率ともに目標値（紹介率 65%、逆紹介率 40%）を上回る結果であった。 かかりつけ医が利用できる開放病床 5 床を確保しており、当院医師と共同で治療できる体制を整備している。開放病床利用率は 139.4%であった。 (地域医療連携の関連指標)	紹介率 65% 逆紹介率 40% IV	評価：Ⅳ 紹介率及び逆紹介率が高い数値で維持されており、地域の医療機関との連携が定着していると評価できる。 (評価委員からの意見) 医師の意識の高まりから、逆紹介率が向上している。また、その他指標においても高い数値で維持されていることから、地域の医療機関との信頼関係構築及び連携の定着を評価する。																
11	④地域連携パスの利 用を促進する。	④ 同左		<table><tr><th>指標名</th><th>平成 29 年度実績</th><th>平成 30 年度実績</th><th>平成 30 年度目標</th></tr><tr><td>紹介率※</td><td>75.4%</td><td>73.6%</td><td>65%以上</td></tr><tr><td>逆紹介率※</td><td>80.9%</td><td>83.4%</td><td>40%以上</td></tr><tr><td>開放病床利用率</td><td>142.0%</td><td>139.4%</td><td>50%以上</td></tr></table> ※紹介率及び逆紹介率の目標値は、地域支援病院の承認要件数値である。 平成 30 年度は連携パスの実績は以下のとおりであった。地域連携の点から退院後の治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報、その他の必要な情報について診療情報提供書へ退院時診療状況を添付し地域の連携医療機関へ紹介をおこなった。 (地域医療連携の関連指標)	指標名	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	平成 30 年度目標	紹介率※	75.4%	73.6%	65%以上	逆紹介率※	80.9%	83.4%	40%以上	開放病床利用率	142.0%	139.4%	50%以上	紹介率 65% 逆紹介率 40% IV	評価：Ⅲ (評価委員からの意見) 地域連携パス適用数が、前年度並みを維持しており、計画を順調に実施している。
指標名	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	平成 30 年度目標																			
紹介率※	75.4%	73.6%	65%以上																			
逆紹介率※	80.9%	83.4%	40%以上																			
開放病床利用率	142.0%	139.4%	50%以上																			

※ 目標設定時(平成 27 年度)、地域連携診療計画管理料の診療報酬算定件数を報告していたが、平成 28

* 目標設定時(平成 27 年度)、地域連携診療計画管理料の診療報酬算定件数を報告していたが、平成 28

連番	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価																				
				業務実績	自己評価																					
	中期目標 第1-2-(4) ②在宅医療への支援及び在宅医療との連携強化 本市において構築を予定している地域包括ケアシステムに、市立病院の機能に応じて協力すること。																									
13	②在宅医療への支援及び在宅医療との連携強化 本市において構築を予定している地域包括ケアシステムに、市立病院の機能に応じて協力すること。	② 同左 那覇市が構築予定の地域包括ケアシステムに、市立病院の機能に応じて協働する。在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、介護施設、ケアマネジャー、社会福祉士等を支援し、連携を強化する。入院患者がスムーズに在宅医療へ移行できるよう退院支援の強化、適切な情報提供、急変時の受入体制の強化等を行い那覇市の地域包括ケアシステムに協働して対応する。		退院調整実施件数は、増加させる年度目標を掲げ取り組んだ結果、2,632件の増加であった。 地域医療支援病院である当院は、地域包括ケアシステムの中でも急性期・救急に特化した役割を担っている。那覇市医師会や地域医療関係機関との連携のもと「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」の周知に努めるなど、医療機関の機能分担を図り、地域完結型医療に努めた。 (在宅医療の関連指標) <table><tr><th>指標名</th><th>平成 29 年度実績</th><th>平成 30 年度実績</th><th>平成 30 年度目標</th></tr><tr><td>退院調整実施件数</td><td>1,944 件</td><td>4,576 件</td><td>増加させる</td></tr><tr><td>訪問看護指示書件数</td><td>240 件</td><td>221 件</td><td>増加させる</td></tr><tr><td>介護保険主治医意見書件数</td><td>623 件</td><td>540 件</td><td>増加させる</td></tr><tr><td>在宅療養支援診療所への紹介件数</td><td>627 件</td><td>1,309 件</td><td>増加させる</td></tr></table>	指標名	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	平成 30 年度目標	退院調整実施件数	1,944 件	4,576 件	増加させる	訪問看護指示書件数	240 件	221 件	増加させる	介護保険主治医意見書件数	623 件	540 件	増加させる	在宅療養支援診療所への紹介件数	627 件	1,309 件	増加させる	サエト 1 評価 Ⅳ	評価：Ⅳ (評価委員からの意見) 入退院支援センター設置による取り組みや多職種の退院に向けた連携により、退院調整実施件数等がかなり増加したことを大いに評価する。
指標名	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	平成 30 年度目標																							
退院調整実施件数	1,944 件	4,576 件	増加させる																							
訪問看護指示書件数	240 件	221 件	増加させる																							
介護保険主治医意見書件数	623 件	540 件	増加させる																							
在宅療養支援診療所への紹介件数	627 件	1,309 件	増加させる																							

連番	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価																							
				業務実績	自己評価																								
14	中期目標 第1-2-(4) ③市民への情報の提供・発信 市民に対してホームページやマスコミ等を活用した医療情報の提供など、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進するとともに、病院の診療機能・運営状況の発信の充実に努めること。																												
	③市民への情報の提供・発信	③ 同左		ウェブサイト 1 評価 Ⅲ	評価：Ⅲ (評価委員からの意見) 院内での健康講座の継続的な開催を評価する。関連指標の一部が目標を下回っており、情報発信の方法を工夫されたい。																								
	ア 市民に対してホームページやマスコミ等を活用し、医療情報を提供する。	ア 同左		ホームページにて、患者サロン、健康教室、乳がん塾等の開催日時、テーマや講師について市民向け情報提供を行った。また、診療にかかわる情報（休診情報や診療制限等）についても提供している。病院情報（当院における患者数上位3疾患や、5大がんの患者数等）をDPCデータに基づき掲載している。																									
	イ 医療講演会を開催する。	イ 同左		・毎年実施している出前講座に当院医師を派遣し実施した。 演題「あなたの骨は大丈夫？骨粗鬆症のはなし」参加者数：100名 演題「健康寿命をのばすために、心不全を知る、防ぐ、そして治す！」参加者数：118名 演題「CKD(慢性腎臓病)教育入院 ～未来の自分のために 今の自分ができること～」参加者数：83名 ・がんフォーラム：平成31年3月6日；テーマ「療養就労両立支援について」 ・乳がん塾：平成30年7月14日 テーマ「乳がんについて ～乳がんの最近の話題～」 (市民への情報提供の関連指標)																									
				<table><tr><th>指標名</th><th>平成29年度実績</th><th>平成30年度実績</th><th>平成30年度目標</th></tr><tr><td>広報誌への医療情報掲載数</td><td>2回</td><td>1回</td><td>4回</td></tr><tr><td>ホームページへの掲載数</td><td>3回</td><td>2回</td><td>4回</td></tr><tr><td>新聞への医療関連広告数</td><td>25件</td><td>14件</td><td>22件</td></tr><tr><td>医学雑誌配布回数</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td></tr><tr><td>講演会開催数</td><td>6回</td><td>6回</td><td>5回</td></tr></table>	指標名	平成29年度実績	平成30年度実績	平成30年度目標	広報誌への医療情報掲載数	2回	1回	4回	ホームページへの掲載数	3回	2回	4回	新聞への医療関連広告数	25件	14件	22件	医学雑誌配布回数	1回	1回	1回	講演会開催数	6回	6回	5回	
指標名	平成29年度実績	平成30年度実績	平成30年度目標																										
広報誌への医療情報掲載数	2回	1回	4回																										
ホームページへの掲載数	3回	2回	4回																										
新聞への医療関連広告数	25件	14件	22件																										
医学雑誌配布回数	1回	1回	1回																										
講演会開催数	6回	6回	5回																										

17	③看護職の専門性の向上のため、認定看護師及び専門看護師等の資格取得を支援する。	③ 同左	新規で資格を取得した看護師が3名誕生した。内訳はがん看護専門看護師1名、慢性呼吸器疾患看護1名、新生児集中ケア1名となっている。 現在までに「専門看護師3名」「認定看護師21名」の計24名が当院で勤務している。 (専門・認定看護師)＊取得者数は累計 <table><tr><th>専門看護分野</th><th>平成 29 年度実績</th><th>平成 30 年度実績</th></tr><tr><td>がん看護</td><td>2 名</td><td>3 名</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2 名</td><td>3 名</td></tr></table> <table><tr><th>認定看護分野</th><th>平成 29 年度実績</th><th>平成 30 年度実績</th></tr><tr><td>集中ケア</td><td>5 名</td><td>5 名</td></tr><tr><td>感染管理</td><td>3 名</td><td>3 名</td></tr><tr><td>慢性心不全看護</td><td>1 名</td><td>1 名</td></tr><tr><td>皮膚・排泄ケア</td><td>4 名</td><td>4 名</td></tr><tr><td>小児救急看護</td><td>1 名</td><td>1 名</td></tr><tr><td>がん化学療法</td><td>1 名</td><td>1 名</td></tr><tr><td>がん放射線療法看護</td><td>1 名</td><td>1 名</td></tr><tr><td>摂食・嚥下障害看護</td><td>1 名</td><td>1 名</td></tr><tr><td>脳卒中リハビリテーション看護</td><td>1 名</td><td>1 名</td></tr><tr><td>糖尿病看護</td><td>1 名</td><td>1 名</td></tr><tr><td>慢性呼吸器疾患看護</td><td>－</td><td>1 名</td></tr></table>	専門看護分野	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	がん看護	2 名	3 名	合 計	2 名	3 名	認定看護分野	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	集中ケア	5 名	5 名	感染管理	3 名	3 名	慢性心不全看護	1 名	1 名	皮膚・排泄ケア	4 名	4 名	小児救急看護	1 名	1 名	がん化学療法	1 名	1 名	がん放射線療法看護	1 名	1 名	摂食・嚥下障害看護	1 名	1 名	脳卒中リハビリテーション看護	1 名	1 名	糖尿病看護	1 名	1 名	慢性呼吸器疾患看護	－	1 名	③ 同左	評価：Ⅲ
専門看護分野	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績																																																
がん看護	2 名	3 名																																																
合 計	2 名	3 名																																																
認定看護分野	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績																																																
集中ケア	5 名	5 名																																																
感染管理	3 名	3 名																																																
慢性心不全看護	1 名	1 名																																																
皮膚・排泄ケア	4 名	4 名																																																
小児救急看護	1 名	1 名																																																
がん化学療法	1 名	1 名																																																
がん放射線療法看護	1 名	1 名																																																
摂食・嚥下障害看護	1 名	1 名																																																
脳卒中リハビリテーション看護	1 名	1 名																																																
糖尿病看護	1 名	1 名																																																
慢性呼吸器疾患看護	－	1 名																																																

18

④その他のメディカルスタッフについても、各部門で専門性に応じた研修等を実施し、認定及び専門の資格取得を支援する。	④ 同左		<table><tr><td>新生児集中ケア</td><td></td><td>—</td><td>1 名</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>19 名</td><td>21 名</td></tr></table> 各部門で専門性に応じた研修等を実施し、認定及び専門の資格取得を支援することができた。平成 30 年度各部門の資格取得、研修実績は以下のとおりであった。 *研修参加人数は累計 <table><tr><td>薬剤部</td><td>平成 29 年度実績</td><td>平成 30 年度実績</td></tr><tr><td>資格取得</td><td>漢方薬・生薬認定薬剤師 2 名</td><td>—</td></tr><tr><td>研修：参加</td><td>23 件：35 名</td><td>21 件：31 名</td></tr></table> <table><tr><td>放射線室</td><td>平成 29 年度実績</td><td>平成 30 年度実績</td></tr><tr><td>資格取得</td><td>健診マンモ認定試験 1 名 放射線治療専門放射線技師認定試験 1 名</td><td>放射線治療専門放射線技師認定機構 1 名 (更新)</td></tr><tr><td>研修：参加</td><td>9 件：30 名</td><td>14 件：66 名</td></tr></table> <table><tr><td>ME 室</td><td>平成 29 年度実績</td><td>平成 30 年度実績</td></tr><tr><td>資格取得</td><td>心血管カテーテル技師資格 1 名</td><td>不整脈治療専門臨床工学士 2 名</td></tr><tr><td>研修：参加</td><td>8 件：8 名</td><td>8 件：10 名</td></tr></table> <table><tr><td>栄養室</td><td>平成 29 年度実績</td><td>平成 30 年度実績</td></tr><tr><td>資格取得</td><td>日本病態栄養学会認定病態栄養認定管理栄養士 1 名 日本病態栄養学会認定がん病態栄養専門管理栄養士 1 名</td><td>人間ドック健診情報管理指導士 1 名</td></tr></table>	新生児集中ケア		—	1 名	合 計		19 名	21 名	薬剤部	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	資格取得	漢方薬・生薬認定薬剤師 2 名	—	研修：参加	23 件：35 名	21 件：31 名	放射線室	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	資格取得	健診マンモ認定試験 1 名 放射線治療専門放射線技師認定試験 1 名	放射線治療専門放射線技師認定機構 1 名 (更新)	研修：参加	9 件：30 名	14 件：66 名	ME 室	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	資格取得	心血管カテーテル技師資格 1 名	不整脈治療専門臨床工学士 2 名	研修：参加	8 件：8 名	8 件：10 名	栄養室	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	資格取得	日本病態栄養学会認定病態栄養認定管理栄養士 1 名 日本病態栄養学会認定がん病態栄養専門管理栄養士 1 名	人間ドック健診情報管理指導士 1 名	加付 1 評価 Ⅲ	評価：Ⅲ
新生児集中ケア		—	1 名																																											
合 計		19 名	21 名																																											
薬剤部	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績																																												
資格取得	漢方薬・生薬認定薬剤師 2 名	—																																												
研修：参加	23 件：35 名	21 件：31 名																																												
放射線室	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績																																												
資格取得	健診マンモ認定試験 1 名 放射線治療専門放射線技師認定試験 1 名	放射線治療専門放射線技師認定機構 1 名 (更新)																																												
研修：参加	9 件：30 名	14 件：66 名																																												
ME 室	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績																																												
資格取得	心血管カテーテル技師資格 1 名	不整脈治療専門臨床工学士 2 名																																												
研修：参加	8 件：8 名	8 件：10 名																																												
栄養室	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績																																												
資格取得	日本病態栄養学会認定病態栄養認定管理栄養士 1 名 日本病態栄養学会認定がん病態栄養専門管理栄養士 1 名	人間ドック健診情報管理指導士 1 名																																												

				研修：参加	30 件：116 名	31 件：96 名		
				リハビリテーション室	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績		
				資格取得	—	—		
				研修：参加	38 件：68 名	30 件：55 名		
				検査室	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績		
				資格取得	—	認定血液検査技師 1 名		
				研修：参加	92 件：221 名	86 件：227 名		
				法人の業務実績・自己評価				
				業務実績				
				主な評価指標				
				年度計画				
				中期計画				
				中期目標 第 1-2				
				(6) 安心・安全で質の高い医療の提供				
				① 医療安全対策の徹底				
				安心・安全で良質な医療を提供するため、院内の感染症対策及び医療事故防止対策を徹底し、医療安全の確保を図ること。				
				(6) 安心・安全で質の高い医療の提供	(6) 同左			
				① 医療安全対策の徹底	① 同左			
				安心・安全で良質な医療を提供するため、院内感染対策及び医療事故防止対策を徹底する。				

[illegible]

連番	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価												
				業務実績	自己評価													
21	中期目標 第1-2 - (6) ③科学的な根拠に基づく医療の推進質の高い医療を提供するため、科学的な根拠に基づく医療（EBM）を推進すること。 ④医療の標準化と最適な医療の提供効果的な医療を提供できるよう、クリニカルパス(疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表のこと。)の活用を図ること。	③ 同左		クリニカルパス適用患者数は、前年度を 751 件上回る結果であった。診療ガイドライン等を参考にクリニカルパスを作成し種類数は 64 件増加する結果であった。 (医療の標準化と最適な医療の提供の関連指標) <table><tr><td>指標名</td><td>平成 29 年度実績</td><td>平成 30 年度実績</td><td>平成 30 年度目標</td></tr><tr><td>クリニカルパス適用患者数</td><td>3, 658 人</td><td>4, 409 人</td><td>増加させる</td></tr><tr><td>クリニカルパス種類数</td><td>148 (累計)</td><td>212 (累計)</td><td>前年度並みを維持する</td></tr></table>	指標名	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	平成 30 年度目標	クリニカルパス適用患者数	3, 658 人	4, 409 人	増加させる	クリニカルパス種類数	148 (累計)	212 (累計)	前年度並みを維持する	自己評価 Ⅳ	評価：Ⅳ
	指標名				平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	平成 30 年度目標											
クリニカルパス適用患者数	3, 658 人	4, 409 人	増加させる															
クリニカルパス種類数	148 (累計)	212 (累計)	前年度並みを維持する															
	③「科学的根拠に基づく医療（EBM）」及び「医療の標準化と最適な医療」の提供 科学的根拠に基づく医療（EBM）と最適な医療を同時に提供できるよう、診療ガイドライン等を参考にしたクリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表）を作成し、活用を図る。																	

連番	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価															
				業務実績	自己評価																
	中期目標 第1-2 - (6) ⑤法令・行動規範の遵守(コンプライアンス) 市民から信頼される病院となるため、医療法や個人情報保護、情報公開などの法令等を遵守すること。																				
22	④法令・行動規範の遵守(コンプライアンス) 医療法や個人情報保護、情報公開などの法令等を順守するため、研修会を実施する。	④ 同左 同左		全職員を対象に外部講師を招き院内研修会を実施した。 ・開催日：平成30年6月21日 参加者：67名 テーマ：倫理について、臨床研究について ・開催日：平成30年9月5日 参加者：210名 テーマ：医療機関における個人情報保護 目標の研修会開催回数1回、参加者数200人を達成することができた。 (コンプライアンスの関連指標) <table><tr><td>指標名</td><td>平成29年度実績</td><td>平成30年度実績</td><td>平成30年度目標</td></tr><tr><td>研修会開催数</td><td>2回</td><td>2回</td><td>1回</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>269人</td><td>277人</td><td>200人</td></tr></table>	指標名	平成29年度実績	平成30年度実績	平成30年度目標	研修会開催数	2回	2回	1回	参加者数	269人	277人	200人	ウエト 1 評価 III	評価：III			
指標名	平成29年度実績	平成30年度実績	平成30年度目標																		
研修会開催数	2回	2回	1回																		
参加者数	269人	277人	200人																		
23	⑤病院機能評価の更新 平成30年度に病院機能評価の更新を受審し、医療機能の一層の充実・向上を目指す。	⑤ 同左 同左		平成30年9月27～28日に、日本医療機能評価機構による病院機能評価(3rdG：Ver.2.0)を受審。前回受審時と比較し、S評価1増、A評価17増、B評価17減 C評価該当無しであった。 <table><tr><td></td><td>平成25年受審</td><td>平成30年受審</td></tr><tr><td>S評価</td><td>1項目</td><td>2項目</td></tr><tr><td>A評価</td><td>63項目</td><td>80項目</td></tr><tr><td>B評価</td><td>24項目</td><td>7項目</td></tr><tr><td>C評価</td><td>0項目</td><td>0項目</td></tr></table>		平成25年受審	平成30年受審	S評価	1項目	2項目	A評価	63項目	80項目	B評価	24項目	7項目	C評価	0項目	0項目	ウエト 2 評価 IV	評価：IV 病院機能評価更新により、S・A評価増を評価する。 今後も病院機能の一層の充実に努められたい。 (評価委員からの意見) 病院機能評価更新により、S・A評価増を評価する。
	平成25年受審	平成30年受審																			
S評価	1項目	2項目																			
A評価	63項目	80項目																			
B評価	24項目	7項目																			
C評価	0項目	0項目																			

4. その他参考情報

1. 当項目に関する情報			
1-3	患者サービスの向上		
業務に関連する政策・施策	(1) 診療待ち時間の改善等 (2) 患者・来院者のアメニティの向上 ①患者・来院者に、より快適な環境を提供するため、施設の改修・補修等を実施する。 ②患者・家族等に憩いの場を提供するため、院内緑化を推進する。 ③患者のプライバシー確保に配慮した院内環境整備に努める。 ④患者・家族等の健康に配慮し、敷地内禁煙を継続する。 (3) 受診者の利便性向上 (4) ボランティアとの協働によるサービス向上 (5) 職員の接遇向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
当該項目の重要度、難易度	ウエイト付けは各項に記載	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ												
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報				
	指標	達成 目標	(参考) 中期計画 平成26 年度実績	28年度	29年度	30年度	31年度	指標	28年度	29年度	30年度	31年度
患者サ- ビスの向 上の関連 指標	入院患者満足 度調査（満足＋ やや満足）％		94.0%	97.3%	96.2%	97.6%			－	－	－	
	外来患者満足 度調査（満足＋ やや満足）％		94.7%	95.9%	94.2%	94.9%			－	－	－	
	外来診療待時 間調査（満足＋ やや満足）％		78.6%	66.6%	65.0%	61.7%			－	－	－	
	施設設備に対 する苦情件数		29件	21件	38件	27件			－	－	－	
	ボランティア 登録人数		19人	18人	15人	16人			－	－	－	
	ボランティア 活動時間		1,794時間	1,199時間	696.35時間	659.5時間			－	－	－	
	職員の接遇に 対する苦情件 数		46件	41件	42件	24件			－	－	－	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価														
連番	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価								
				業務実績	自己評価									
24	中期目標 第1 3 患者サービスの向上 (1) 診療待ち時間の改善等 患者サービスの向上の観点から、待ち時間対策などに取り組むこと。													
	3 患者サービスの向上	3 同左	〈評価の視点〉	〈主要な業務実績〉	向上 評価：Ⅲ									
	(1) 診療待ち時間の改善等 地域医療機関との役割分担など地域連携を推進し、待ち時間短縮に努める。	(1) 同左		地域医療支援病院として、外来で状態の落ち着いた患者や、入院で急性期治療を終えた患者を開業医の先生方や回復期病棟を持つ医療機関などへ逆紹介を推進した。一方、紹介患者の数も年々増加傾向にある。外来での精密な検査等が必要な患者もおり、診療や検査等を効率的におこない待ち時間の短縮に努める必要がある。 平成31年2月実施 外来診療待ち時間調査「満足度調査」結果 <table><tr><td></td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td></tr><tr><td>満足</td><td>65.0%</td><td>61.7%</td></tr><tr><td>不満</td><td>35.0%</td><td>38.3%</td></tr></table>		平成29年度	平成30年度	満足	65.0%	61.7%	不満	35.0%	38.3%	向上 1 評価 Ⅲ
	平成29年度	平成30年度												
満足	65.0%	61.7%												
不満	35.0%	38.3%												
(2) 患者・来院者のアメニティの向上 患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、施設の改修・補修を実施するとともに、プライバシーの確保に配慮した院内環境の整備に努めること。														
25	(2) 患者・来院者のアメニティの向上	(2) 同左	(30年度の具体的な取り組み) ・ 入院支援センターを整備する。 ・ 空調機更新工事を行う。	①入院支援センターを整備した。手術、検査入院が決定した患者に対し、入院スケジュールや入院生活の説明などをおこない、患者が安心して安全に手術が受けられるよう体制を整えた。 ②空調機更新工事を行った。	向上 1 評価 Ⅲ									
	①患者・来院者に、より快適な環境を提供するため、施設の改修・補修等を実施する。	① 同左												

連番	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価
				業務実績	自己評価	
	中期目標 第1-3-(2)					
26	②患者・家族等に憩いの場を提供するため、院内緑化を推進する。	② 同左		患者や家族の利用のある3階屋上庭園において、園芸ボランティアに協力して頂き季節に応じた草花の植え替え、プランターを設置し庭園緑化の推進を継続した。外来駐車場周囲の緑化についても、花壇の整備を継続した。	㍁外 1 評価 III	評価：III
27	③患者のプライバシー確保に配慮した院内環境整備に努める。	③ 同左		4階西病棟の個室出入口からベッド間へカーテンを設置した。	㍁外 1 評価 III	評価：III
28	④患者・家族等の健康に配慮し、敷地内禁煙を継続する。	④ 同左		敷地内禁煙を啓発する案内板の設置を継続しておこない、警備員による敷地内喫煙の見回りも引き続き実施した。	㍁外 1 評価 III	評価：III
(3)受診者の利便性向上 受診者の利便性の向上に取り組むこと。						
29	(3)受診者の利便性向上 引き続き受診者の利便性の向上に取り組む。	(3) 同左		外国人受診患者増への対応について、院内整備を目的にワーキンググループを立ち上げ、毎週1回ワーキング会議を開催。入院のしおりや診断書、問診票、説明資料等の翻訳、院内表示物の多言語表示、入院中の外国人患者の情報共有等の活動を行った。また、翻訳タブレットの配置を引き続き行い、通訳を必要とする患者の利便性向上に取り組んだ。	㍁外 1 評価 IV	評価：IV

1. 当項目に関する情報			
2-1	事務スタッフの専門性の向上		
業務に関連する政策・施策	(1) 研修及び先進施設の視察派遣等による人材育成を強化する。	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	—
	(2) 学会参加、学会発表を推進し、専門資格取得を支援する。		
2-2	予算執行の弾力化と費用節減		
業務に関連する政策・施策	(1) 法人の会計制度を活用した弾力的な予算執行を行い、効率的・効果的な事業運営に努める	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	
	(2) 適正な後発医薬品の採用促進により患者の負担軽減と法人の費用節減に努める		
	(3) 薬品、診療材料等の購入価格の低減及び適正な在庫管理を行い、費用節減に努める		
	(4) その他費用の適正化に努める		
当該項目の重要度、難易度	ウエイト付けは各項に記載		関連する政策評価・行政事業レビュー
			—

2. 主要な経年データ												
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報				
	指標	達成 目標	(参考) 中期計画平成 26年度実績	28年度	29年度	30年度	31年度	指標	28年度	29年度	30年度	31年度
事務スタッフの専門性の向上に関する指標	病院経営研修等への派遣回数(合計)		－	64回	69回	80回			－	－	－	
	事務職員勉強会等		－	0回	12回	4回			－	－	－	
	外部講師による講演指導等		－	8回	8回	12回			－	－	－	
	オンラインセミナー		－	2回	5回	1回			－	－	－	
	専門資格取得者数(新規)		4人	5人	2人	2人			－	－	－	
後発医薬品使用率の目標	後発医薬品使用率		77.4%	91.6%	92.0%	93.2%			－	－	－	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
連番	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価
				業務実績	自己評価	
中期目標 第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして、自律性・透明性の高い病院運営を行うとともに、さらなる改善を図り業務、執行体制の効率化に努めること。						
	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして、自律性・透明性の高い病院運営を行うとともに、さらなる改善を図り業務執行体制の効率化に努める。 また中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の着実な達成に向けて部門ごとの事業計画を作成し、効率的な病院運営に努める。	第2 同左	—	—	—	—

				価対象領域ごとの項目について意義等を学んだ。各領域（1 領域「患者中心の医療の推進」、2 領域「良質な医療の実践 1」、3 領域「良質な医療の実践 2」、4 領域「理念達成に向けた組織運営」）で担当理事を中心に講習で学んだ領域毎の評価項目に対する準備等をすすめ受審に臨んだ。また、病院機能評価が影響する診療報酬や施設基準（総合入院体制加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算）や、病院機能評価認定が要件となっている制度（医療法人の理事長要件、基幹型臨床研修病院の指定基準、地域医療支援病院に関する事項）に関連することから、病院運営に寄与できたと考える。 原価計算勉強会について、メディカル・データ・ビジョン社の「Medical Code」を活用し、院内全体の管理会計の基礎となる部門別原価計算、患者別・日別原価計算等を学んだ。また、コメディカル部門採算分析機能を活用しコメディカル部門の採算性を捉え、全部門の利益意識の向上、より緻密な病院経営について学ぶことができた。 その他、先進施設への派遣等については、病院運営に関する先進事例や病院建替に向けての事例等を学ぶことができた。																				
連番	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価																		
				業務実績	自己評価																			
33	中期目標 第 2-1 (2) 学会参加、学会発表を推進し、専門資格取得を支援する。	(2) 同左		(事務スタッフの専門性の向上の関連指標) <table><tr><td>指標名</td><td>平成 29 年度実績</td><td>平成 30 年度実績</td></tr><tr><td>病院経営研修等への派遣回数(合計)</td><td>69 回</td><td>80 回</td></tr><tr><td>事務職員勉強会等</td><td>11 回</td><td>4 回</td></tr><tr><td>外部講師による講演指導等</td><td>8 回</td><td>12 回</td></tr><tr><td>オンラインセミナー等</td><td>5 回</td><td>1 回</td></tr><tr><td>専門資格取得者数(新規)</td><td>2 人</td><td>4 人</td></tr></table> がん登録実務初級者認定 2 名 医療事務講座メディカルクラーク（医科）資格取得 2 名		指標名	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	病院経営研修等への派遣回数(合計)	69 回	80 回	事務職員勉強会等	11 回	4 回	外部講師による講演指導等	8 回	12 回	オンラインセミナー等	5 回	1 回	専門資格取得者数(新規)	2 人	4 人	評価：Ⅲ Ⅰ 評価 Ⅲ
指標名	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績																						
病院経営研修等への派遣回数(合計)	69 回	80 回																						
事務職員勉強会等	11 回	4 回																						
外部講師による講演指導等	8 回	12 回																						
オンラインセミナー等	5 回	1 回																						
専門資格取得者数(新規)	2 人	4 人																						

連番	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価								
				業務実績	自己評価									
34	2 予算執行の弾力化と費用節減 法人の会計制度を活用した弾力的な予算執行を行い、効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、費用の節減等を図ること。	2 同左												
	(1) 法人の会計制度を活用した弾力的な予算執行を行い、効率的・効果的な事業運営に努める。	(1) 同左		余裕金の運用として12億円の定期預金に追加で2億円を預け入れ（年利0.06％）合計14億円とし、診療報酬改定の動向や働き方改革への対応および新病院建設を想定し運用することとした。 評価：Ⅲ										
35	(2) 適正な後発医薬品の採用促進により患者の負担軽減と法人の費用節減に努める。	(2) 同左		後発医薬品の採用促進により、平成30年度は、後発医薬品使用率（数量ベース）93.2％で目標後発医薬品使用率85％以上を達成した。 （経費節減の指標） 後発医薬品使用率の目標（数量ベース） <table><tr><td>指標名</td><td>平成29年度実績</td><td>平成30年度実績</td><td>平成30年度目標</td></tr><tr><td>後発医薬品使用率</td><td>92.0％</td><td>93.2％</td><td>85％以上</td></tr></table> 評価：Ⅲ			指標名	平成29年度実績	平成30年度実績	平成30年度目標	後発医薬品使用率	92.0％	93.2％	85％以上
	指標名	平成29年度実績	平成30年度実績	平成30年度目標										
後発医薬品使用率	92.0％	93.2％	85％以上											

連 番	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		市長による評価
				業務実績	自己 評価	
36	(3) 薬品、診療材料等の購入価格の低減及び適正な在庫管理を行い、費用節減に努める。	(3) 同左		・薬品、診療材料等の購入価格の低減について 使用量に左右される価格交渉ではなく、メーカー側にシェアを意識させる交渉を行っているため、院内で使い方を工夫し使用量が減少しても単価が上昇しない。単価契約は、使用量や実績額の高い材料・消耗品にターゲットを絞り次年度に向けた交渉を年間通して行っている。 ・適正な在庫管理について 毎月1回、各部署へ診療材料の払い出し実績・長期在庫を含めたデータを提供し、現場の適正定数把握のサポートを行った。	ウェイト 1 評価 III	評価：III
37	(4) その他費用の適正化に努める。	(4) 同左		前年度と同様に3億円の固定資産購入費を計上していたが、経営陣を含め、医療の安全・質を確保することを基本に機器の必要度、優先度を経営的判断で精査選別を行い購入することとした。選別結果を院内ホームページに掲載し購入予定機器として周知を行った。予定機器以外（修理不能など）の機器購入に備え価格交渉を徹底的に行った。	ウェイト 1 評価 III	評価：III

4. その他参考情報

4. その他参考情報

1. 当項目に関する情報			
3-1	経営機能の強化		
業務に関連する政策・施策	①診療報酬の改定や患者の動向などの情報を迅速に収集・分析し、必要に応じて対応策を立案、的確な対応を行う。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
	②経常収支比率と医業収支比率について数値目標を設定する。		
3-2	収益的収支の向上		
業務に関連する政策・施策	(1) 救急指定病院として空床を確保するなど、適切な病床稼働率を維持する (2) DPC/PDPS の機能評価係数の内容を検討し係数を高めるための対策を行う (3) 診療報酬の請求漏れや減点を防止するとともに、未収金の未然防止対策と早期回収に努める		
当該項目の重要度、難易度	ウエイト付けは各項に記載	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報				
	指標	達成目標	（参考） 中期計画 平成26 年度実績	28年度	29年度	30年度	31年度	指標	28年度	29年度	30年度	31年度
収支改善 の指標	経常収支比率 （%）	99.8%	100.6%	100.1%	101.5%	104.4%		経常収益（千円）	12,981,099	13,565,577	14,613,896	
	医業収支比率 （%）	98.6%	100.4%	98.9%	100.3%	103.3%		経常費用（千円）	12,970,218	13,370,494	13,993,047	
収入確保 の指標	病床稼働率	90.0%	89.8%	89.9%	89.1%	94.2%		経常利益（千円）	10,881	195,084	620,850	
	入院診療単価	58,994 円	55,088 円	57,388 円	59,446 円	61,266 円						
	外来診療単価	17,446 円	15,869 円	16,646 円	18,146 円	18,779 円						

				(収支改善の指標)	<table><tr><td>指標名</td><td>平成29年度実績</td><td>平成30年度実績</td><td>平成30年度目標</td></tr><tr><td>経常収支比率(%)</td><td>101.5%</td><td>104.4%</td><td>100.1%</td></tr><tr><td>医業収支比率(%)</td><td>100.3%</td><td>103.3%</td><td>96.8%</td></tr></table>	指標名	平成29年度実績	平成30年度実績	平成30年度目標	経常収支比率(%)	101.5%	104.4%	100.1%	医業収支比率(%)	100.3%	103.3%	96.8%	いることを高く評価する。 今後も継続した取り組みに努められたい。
指標名	平成29年度実績	平成30年度実績	平成30年度目標															
経常収支比率(%)	101.5%	104.4%	100.1%															
医業収支比率(%)	100.3%	103.3%	96.8%															
連番	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績 自己評価	市長による評価													
	中期目標 第3 2 収益的収支の向上 病床利用率の向上や適正な診療収入の確保に努め、収益確保を図ること。																	
	2 収益的収支の向上 病床利用率の向上や適正な診療報酬の確保に努め、引き続き収益を確保する。	2 同左		病床稼働率は94.2%であった。病床の確保は適切に実施できた。また、休日・夜間の入院病床確保について、急病センターからスムーズに入院病棟へ患者を受け入れる体制を維持できた。 (収入確保の指標) <table><tr><td>指標名</td><td>平成29年度実績</td><td>平成30年度実績</td><td>平成30年度目標</td></tr><tr><td>病床稼働率</td><td>89.1%</td><td>94.2%</td><td>90.0%</td></tr><tr><td>【参考】平均在院日数</td><td>11.16日</td><td>11.32日</td><td></td></tr></table> 病床稼働率について 今年度は病床稼働率向上への取り組みを行った。4月に入院退院支援センター(旧入院準備センター)へ入院退院権限を一元化。6月より「病床稼働率向上対策	指標名	平成29年度実績	平成30年度実績	平成30年度目標	病床稼働率	89.1%	94.2%	90.0%	【参考】平均在院日数	11.16日	11.32日		ウェイト 1 評価 V 病床稼働率向上への取り組みを評価する。 今後も適切な空床確保を進めてもらいたい。	
指標名	平成29年度実績	平成30年度実績	平成30年度目標															
病床稼働率	89.1%	94.2%	90.0%															
【参考】平均在院日数	11.16日	11.32日																
40	(1)救急指定病院として空床を確保するなど、適切な病床稼働率を維持する。	(1) 同左																

41	(2)DPC/PDPS の機能 評価係数の内容を 検討し係数を 高めるための対 策を行う。	(2) 同左	会議」を毎週火曜に開催した。対象は診療科部長、各病棟師長、コメディカル部門の長、事務局課長以上の職員等に向け、前年との比較に加え、稼働率向上への対策について情報を院内で共有した。結果、前年度を上回る病床稼働率を維持することができた。 重症度の高い患者と幅広い症例の受入、精緻で適切なDPCコーディングや効率的な入院医療が評価されたことにより機能評価係数Ⅱは前年度に比較して「0.0352」ポイント増加した。(2017年度0.0689→2018年度0.1041) また全国ランキングでもDPC病院Ⅲ群1493病院中305位と上位を維持した。	ウェイト 2 評価 IV 評価：IV (評価委員からの意見) 機能評価係数のポイント数の大幅な増加 及びランキング上位維持を評価する。	
42	(3)診療報酬の請求 漏れや減点を防 止するとともに、 未収金の未然防 止対策と早期回 収に努める。	(3) 同左	保険診療委員会を毎月開催し、査定減の内容分析、対応策を検討し関連部署へフィードバックを行った。コーディング委員会を年4回開催し、DPCコーディングの適正化に努めた。診療データ確認(入力)において、DPC病名と内容不一致の場合には、主治医へ報告し主病名等の変更について相談し正確なDPCコーディングをすることにより増収を図った。診療報酬明細書のチェックを行う担当者を配置し、2重3重チェックを行うことにより診療報酬算定がより正確となり査定減に努めた。更に、レセプトチェック機能を使用しDPCと医事データの照合により返戻・査定の防止につながった。査定率は前年度と同様に0.16%で目標の0.2%を下回る結果であった。 未収金の発生防止対策と早期回収に、以下の取り組みを引き続きおこなった。 未収金台帳の作成・管理、電話督促、督促状の発送、訪問徴収、支払相談等を行い回収に努めた。また、入院オリエンテーション室に委託職員を常時配置し、入院予定患者の保険証、前回未収の有無確認や各種公費、高額療養費貸付制度、出産育児一時金受取代理制度の利用やMSWの介入を積極的に働きかけ、未収金の発生防止に努めた。	ウェイト 2 評価 IV 評価：IV (評価委員からの意見) より正確な診療報酬算定のための継続的な取り組みの結果、目標査定率「0.2%以下」の達成を複数年継続していることを評価する。	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1. 当項目に関する情報			
4	予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画		
業務に関連する政策・施策	地方独立行政法人法の趣旨に沿って、市からの運営費負担金の確保を図り、起債を安定的に活用し、市の病院として公的使命を果たせる経営基盤を維持していく。 ※ 財務諸表及び決算報告書を参照	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ												
	①主要なアウトプット（アウトカム） 情報							②主要なインプット情報				
	指標	達成目標	(参考) 中期計画 平成26 年度実績	28年度	29年度	30年度		31年度	指標	28年度	29年度	30年度
	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—

1. 当項目に関する情報			
5	短期借入金の限度額		
業務に関連する政策・施策	1 限度額 1,000 百万円	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
	2 想定される短期借入金の発生理由 (1) 運営費負担金の受け入れ遅延等による資金不足の対応 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な支出への対応		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	実 施 状 況
	1 限度額 1,000百万円 2 想定される短期借入金の発生理由 (1)運営費負担金の受け入れ遅延等による資金不足の対応 (2)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応	1 限度額 1,000百万円 2 想定される短期借入金の発生理由 (1)運営費負担金の受け入れ遅延等による資金不足の対応 (2)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な支出への対応	平成 30 年度は年度計画で想定された短期借入金を要する資金不足の状況は発生せず、事業資金は建設改良費に使用した長期借入金等を除き自己資金で賄った。

1. 当項目に関する情報			
6	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	—
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	実 施 状 況
	なし	なし	該当なし

様式 1-1-4-9 年度評価 項目別評定調書 (剰余金の使途)

1. 当項目に関する情報			
7	剰余金の使途		
業務に関連する政策・施策	決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。		
当該項目の重要度、難易度	—	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	—
		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	実 施 状 況
	決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。	同左	平成 30 年度の中期計画に定める剰余金の使途については、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てるため建設改良等積立金へ 189,729,362 円を積み立てた。

1. 当項目に関する情報			
8	料金に関する事項	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	平成 20 年厚生労働省告示第 59 号 平成 18 年厚生労働省告示第 99 号 平成 19 年厚生労働省告示第 395 号
業務に関連する政策・施策	1 診療料等 病院において診療又は検査を受ける者から診療料を、病院の施設を利用する者から使用料を徴収する。 (1) 診療料の額は、診療報酬の算定方法 (平成 20 年厚生労働省告示第 59 号) 及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年厚生労働省告示第 99 号) 及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額 (平成 19 年厚生労働省告示第 395 号) により算定した額とする。 ただし、これにより難しい場合にあっては、理事長が別に定める額とする。 (2) 使用料の額は、理事長が別に定める額とする。 2 文書料 病院において診断書、証明書等の交付を受ける者から 1 通につき、理事長が別に定める額の文書料を徴収する。 3 徴収猶予等 (1) 理事長は、災害その他特別の理由により使用料又は文書料の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。 (2) 理事長は、使用料又は文書料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、これを減免することができる。 (3) 理事長は、前号の場合において、詐欺その他不正行為により使用料又は文書料の減免を受けたと認めるときは、減免措置を取り消すことができる。 (4) 既納の使用料又は文書料は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	平成 20 年厚生労働省告示第 59 号 平成 18 年厚生労働省告示第 99 号 平成 19 年厚生労働省告示第 395 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

中 期 計 画	年 度 計 画	実 施 状 況
1 診療料等 病院において診療又は検査を受ける者から診療料を、病院の施設を利用する者から使用料を徴収する。 (1) 診療料の額は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号)及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成 19 年厚生労働省告示第 395 号)により算定した額とする。ただし、これにより難い場合にあつては、理事長が別に定める額とする。 (2) 使用料の額は、理事長が別に定める額とする。 2 文書料 病院において診断書、証明書等の交付を受ける者から 1 通につき、理事長が別に定める額の文書料を徴収する。 3 徴収猶予等 (1) 理事長は、災害その他特別の理由により使用料又は文書料の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。 (2) 理事長は、使用料又は文書料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、これを減免することができる。 (3) 理事長は、前号の場合において、詐欺その他不正行為により使用料又は文書料の減免を受けたと認めるときは、減免措置を取り消すことができる。 (4) 既納の使用料又は文書料は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	1 同左 (1) 同左 (2) 同左 2 同左 3 同左 (1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左	診療報酬点数表を基に、診療報酬を算定し診療料を徴収した。 使用料等の徴収については、地方独立行政法人那覇市立病院使用料等に関する規程「規程第 35 号」に定める額を徴収した。 診断書、証明書、その他（介護保険主治医意見書、障害者自立支援法医師意見書等）について、地方独立行政法人那覇市立病院使用料等に関する規程「規程第 35 号」に定める額を徴収した。 徴収猶予等について、地方独立行政法人那覇市立病院使用料等に関する規程「規程第 35 号」第 6 条 2 で使用料等の減免手続きについて規定している。

1. 当項目に関する情報				
9	その他業務運営に関する重要事項			
業務に関連する政策・施策	1 病院建替について 病院建替に向け、地域医療構想の策定を踏まえ、必要に応じて病院建替基本構想・基本計画（案）の見直しを行う。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） —		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー —		
中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	実 施 状 況	
	1 施設の災害対策について 病院施設の被災に的確に対応するため、災害対策マニュアルを検証する。また防災・防火訓練を定期的に実施する。 2 地域医療構想に関して 第3期中期計画については、期間中に県の地域医療構想の策定が予定されているため、必要に応じて速やかに中期計画を見直すこととする。 3 病院建替について 病院建替についても地域医療構想の策定を踏まえ、必要に応じて病院建替基本構想・基本計画（案）の見直しを行うものとする。	1 病院建替について 病院建替に向け、那覇市と十分な連携をはかり地域医療構想調整会議を踏まえ、病院建替基本構想・基本計画、並びに基本設計に着手する。建築資金借入金の償還能力を高めるため経営改善を断然なく行う。	新たに災害対策委員会を設置し、当該委員会にて事業継続計画（BCP）を平成31年3月に策定した。今後、同計画の内容をより充実したものに するため、訓練はもとより、様々な方面から検証等を実施していく。 基本構想については、那覇市において、本院の経営改善等の状況をふまえ、平成31年1月11日付で承認通知を受けた。その後、パブリックコメントの実施後、平成31年3月27日付で「新病院基本構想」を策定した。 本院の病床数については、平成31年3月28日に開催された沖縄県地域医療構想に基づく沖縄県南部地区地域医療対策会議において、今後の医療提供体制について協議した結果、本院の2025年における担うべき役割及び医療機能ごとの病床数は、新公立病院改革プランのとおり470床とすること で合意をした。基本計画作成については同時並行で進めており、院内の意見はとりまとめている。今後、那覇市の承認を受けた後、遅滞なく基本設計の発注に向けて作業する予定である。	

1. 当項目に関する情報			
10	那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則（平成 20 年那覇市規則第 4 号）第 4 条で定める事項		
業務に関連する政策・施策	1 施設及び設備に関する計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
	2 積立金の処分にに関する計画		
当該項目の重要度、難易度	前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。		—
	関連する政策評価・行政事業レビュー		

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	実 施 状 況
①施設及び設備に関する計画 (平成 28 年度～平成 31 年度)	施設及び設備の内容 病院施設、 医療機器等整備	予 定 額 総額1,200百万円	財 源 那覇市長期借入金等
(注1) 金額については見込みである。 (注2) 各事業年度の那覇市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。	施設及び設備の内容 医療機器等整備	予 定 額 総額300百万円	財 源 那覇市長期借入金等
①施設及び設備に関する計画 (平成 30 年度)	施設及び設備の内容 医療機器等整備	予 定 額 総額300百万円	財 源 那覇市長期借入金等
施設及び設備の内容 医療機器等整備	施設及び設備の内容 医療機器等整備	施設及び設備の内容 医療機器等整備	施設及び設備の内容 医療機器等整備

	②中期目標の期間を超える債務負担						
	1 移行前地方債償還債務 (単位：百万円)						
1 同左	年度項目	H28	H29	H30	H31	中期目標期間償還額	総債務償還額
	移行前地方債償還債務	32	14	0	0	46	46
2 長期借入金 (単位：百万円)							総債務償還額
	年度項目	H28	H29	H30	H31	中期目標期間償還額	次期以降償還額
	長期借入金償還金	296	418	419	409	1,542	1,116
							2,658
1 同左							総債務償還額
	年度項目	H28	H29	H30	H31	中期目標期間償還額	次期以降償還額
	長期借入金償還金	296	419	385	348	1,448	670
							2,118
2 長期借入金 (単位：百万円)							総債務償還額
	年度項目	H28	H29	H30	H31	中期目標期間償還額	次期以降償還額
	長期借入金償還金	296	419	385	348	1,448	670
							2,118

	3 リース債 (単位：百万円) <table><tr><td></td><td>償還期間</td><td>中期目標期間事業費</td><td>次期以降事業費</td><td>総事業費</td></tr><tr><td>医療機器等</td><td>平成28年度～ 平成31年度</td><td>8</td><td>0</td><td>8</td></tr></table>						償還期間	中期目標期間事業費	次期以降事業費	総事業費	医療機器等	平成28年度～ 平成31年度	8	0	8	3 同左	3 同左
	償還期間	中期目標期間事業費	次期以降事業費	総事業費													
医療機器等	平成28年度～ 平成31年度	8	0	8													

専決処分の報告について
(壺川市営住宅における漏水事故：区分管理施設占有者)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 19 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 壺川市営住宅における漏水事故(区分管理施設占有者)

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 区分管理施設占有者(那覇市在 法人)

賠 償 額 359,644 円

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

平成 30 年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 2 項の資金不足比率について、同条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり報告する。

令和元年 9 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

資金不足比率

(平成30年度決算に基づく資金不足比率)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条
第2項の規定に基づく資金不足比率

(単位：％)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

